

# いきいき親子“夢”フラッシュ

- 読谷村次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画 -



平成 22 年 3 月

沖縄県 読谷村

## はじめに

平成15年7月、国における次世代育成支援対策推進法の制定がなされ、本村においても「読谷村次世代育成支援対策推進行動計画(愛称:いきいき親子“夢”プラン)」を策定して、本村の総合的な少子化対策・子育て支援の充実に取り組んでいるところでございます。

子どもは、「地域の宝」という共通認識のもとに、村民各位のご指導、ご鞭撻を頂き、前期5年計画の推進・実施ができましたことに対して、心から深く感謝を申し上げます。

今回、行動計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期5年の行動計画を策定いたしました。後期行動計画においても、前期行動計画「豊かな自然と地域の文化と“ゆいまーるの心”ではぐくむ読谷っ子」を地域における子育ての理念に基づき

- ・豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ
- ・地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ
- ・“ゆいまーるの心”がやさしく明るいこども達をはぐくむ

という3つの基本指針をひきつづき実施してまいります。

今後、この計画に基づき次世代育成支援に関する諸施策を推進していく所存ではありますが、家庭、地域、学校、企業(職場)、行政等がそれぞれに役割を果しながら積極的に取り組み実施できるよう村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、本計画に関する調査にご協力賜りました村民・各種団体の皆様、計画策定にご尽力くださいました読谷村次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。



平成22年3月

読谷村長 石 嶺 傳 實

# 目 次

## 第1部 総論

### 読谷村の現況と課題

1. 読谷村の概況 .....	1
2. 統計から見た読谷村の状況と課題 .....	2
計画の策定に向けて .....	17
1. 計画策定の目的と背景 .....	17
2. 計画の対象 .....	17
3. 本計画の位置づけと関連計画との整合性 .....	17
4. 計画の期間 .....	18
5. 計画の名称 .....	18
施策の体系 .....	19
1. 地域の子育て理念と基本指針 .....	19
2. 施策の方向 .....	20
計画の推進 .....	22
1. 連携体制の構築 .....	22
2. 住民参加と情報発信 .....	22
3. 計画の進捗状況の点検と見直し .....	22
4. 行政、地域、住民、家庭、企業・事業所等の役割 .....	23

## 第2部 各論（施策の展開）

地域における子育て支援 .....	29
1. 子育て支援サービスの充実 .....	29
2. 地域ネットワークによる子育て支援の充実 .....	31
母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 .....	33
1. 健康の確保と増進 .....	33
2. 食育の充実 .....	40
3. 医療環境の充実 .....	42

子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実 .....	43
1. 次代の親の育成 .....	43
2. 人と自然と触れ合う地域活動の充実 .....	45
3. 心の教育の充実 .....	46
4. 教育環境及び内容の充実 .....	46
安心・安全で豊かな生活環境の整備 .....	48
1. 豊かな生活環境の整備 .....	48
2. 交通安全対策の充実 .....	49
3. 防犯体制の充実 .....	49
職業生活と家庭生活の両立の推進 .....	51
1. 家族における子育て支援の促進 .....	51
2. 子育てを支援する職場づくりの促進 .....	52
3. 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み .....	53
要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進 .....	54
1. ひとり親世帯への支援の充実 .....	54
2. 障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実 .....	55
3. 児童虐待及び家庭内暴力の防止 .....	56
計画の推進 .....	57
1. 連携体制の強化 .....	57
2. 住民参加による計画の推進 .....	57
3. 情報発信の充実 .....	58
4. 相談機能のネットワーク化 .....	58
課別事業一覧 .....	59
特定14事業の現況と目標 .....	70

## 資料編

### 策定経過

読谷村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

読谷村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

読谷村次世代育成支援対策作業部会委員名簿

次世代育成支援対策推進法

子育て支援センターはばたけ 利用者状況

読谷村つどいの広場 利用者実績

# 第 1 部 総論

# 第 1 部 総 論

## 読谷村の現況と課題

### 1. 読谷村の概況

読谷村は、沖縄本島中部の西海岸、東シナ海に突き出た半島に位置します。面積は35.17km<sup>2</sup>と沖縄県では比較的広い村域を有し、年平均気温は23.3度、年間降水量1,789ミリで亜熱帯気候に属します。

青く澄んだ恵みの海は、サンゴ類やタカラガイの仲間、クマノミなどの多種多様な魚類など海の生き物の宝庫となっています。また、時には沖にザトウクジラやイルカ類が回遊して来ることがあります。

陸域に目を転じると、山地森林には、リュウキュウマツやタブノキ、リュウキュウガキの林だけでなく、“ヤンバル”(沖縄本島北部)にみられるようなイタジイを中心とするシイ林もみることができます。また、海岸域には、潮風に強いアダン群落やテリハクサトベラ群落など海岸植生の発達が良好であり、読谷村は豊かな緑に彩られています。

山と海を結ぶ河川の上流域には、テナガエビ類やカジカガエル、ヨシノボリ類、イシマキガイなど、清流に住む生き物がみられます。また、河口付近には、メヒルギを主体とするマングローブ林がみられ、ミナミトビハゼ(トントンミー)やモズクガニ、コンジテンテナガエビなどの水棲生物、カワセミやバン、シロハラクイナなどの野鳥とサギ類などの渡り鳥などをみることができます。

サンゴの海、緑の山々、清らかな川、マングローブの自生する河口域、その中で息づく様々な生き物たち、読谷の豊かな自然は地域の宝であり、村民の誇りです。

読谷での先人の営みは、古く縄文時代にまでさかのぼることができ、その後続く、グスク時代、琉球王朝時代、戦前、戦後という長い歴史のなかで、多くの史跡が残され、伝統文化が育まれ受け継がれてきました。「渡具知東原遺跡」や「喜名焼古窯跡」、世界遺産に登録された「座喜味城跡」などは先人の偉大な足跡の1つです。また、琉球王朝時代、中国(明)との進貢貿易の拠点でもあった長浜港から多くの文化・文物がもたらされ、独特の文化が花開きました。それらは、「読谷山花織」「喜名焼」に代表される「ヤチムン」(焼物)等の伝統工芸や各地の民俗芸能として継承され、読谷の大地に深く根ざしています。

さらに、読谷村は、沖縄文化発展の一翼を担ってきた琉球古典音楽の始祖として讃えられる「赤犬子」(あかいんこ)生誕の地としても知られ、歴史と伝統文化の息づく地域です。豊かな自然と伝統文化を有する読谷の特徴は、子どもの成長に資する絶好の条件となっており、こうした地域の特徴をいかした次世代育成支援施策が求められています。

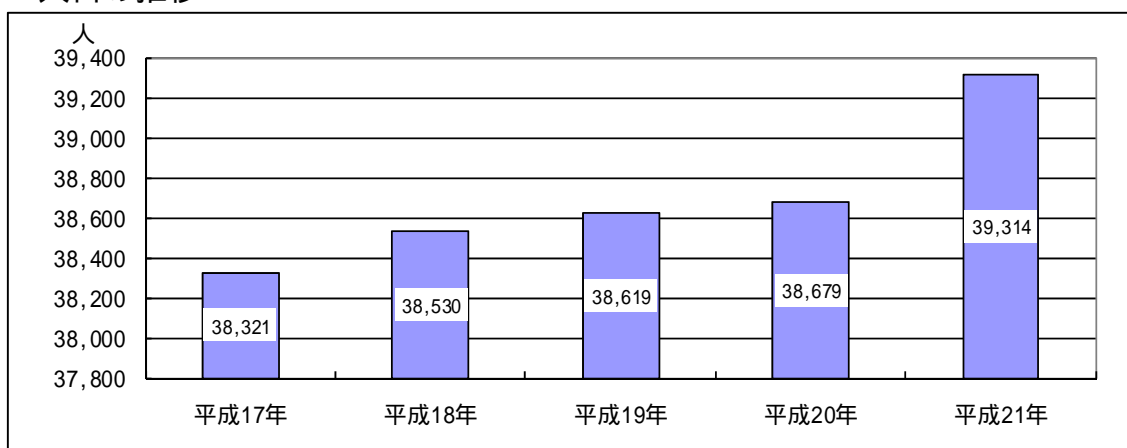
## 2. 統計からみた読谷村の状況と課題

### (1) 人口推移と将来推計

人口をみると、平成21年10月1日現在では39,314人(住民基本台帳人口)であり、平成17年の38,321人と比較すると2.5%増加しました。

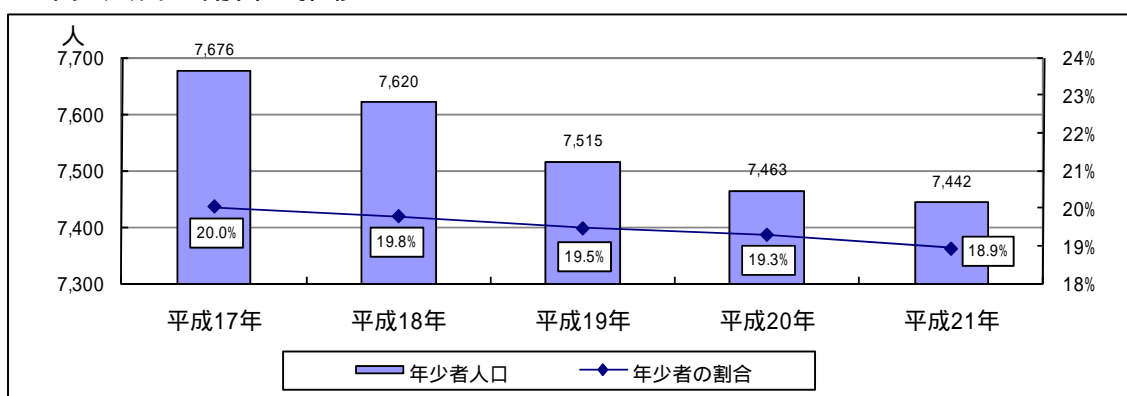
しかし、年少人口(0才~14才)は減少傾向にあり、総人口に占める年少人口の割合は平成17年(20.0%)と平成21年(18.9%)を比較すると、この5年間で1.1ポイントの減少となっています。一方で、高齢者人口(65才以上)は年々増加しており、平成16年には5,676人だったのが、平成21年には6,511人となり、それに伴い高齢化率(総人口に占める割合)が平成17年の14.8%から平成21年には16.6%となり、この5年間で1.8ポイント増加しました。

人口の推移



資料：住民基本台帳人口

年少人口と割合の推移

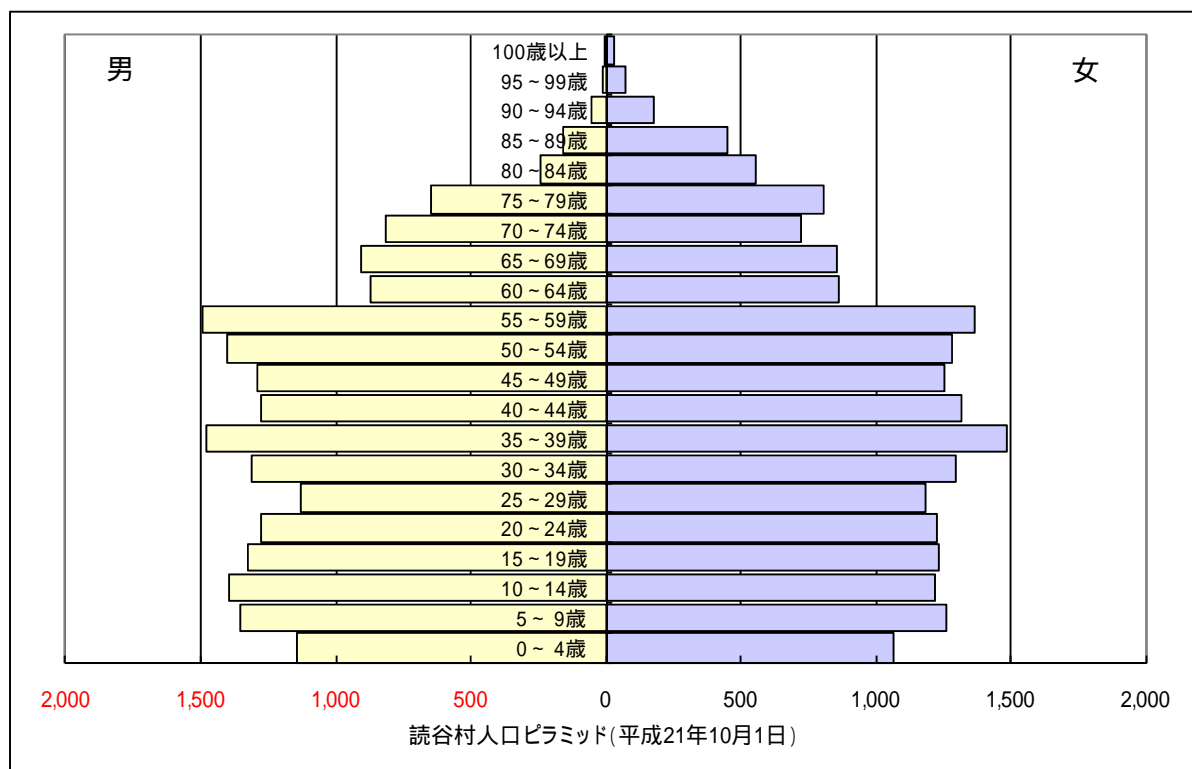


資料：住民基本台帳人口

人口ピラミッドで5歳階級別人口をみると、男性では55～59歳人口、女性では35～39歳人口が最も多くなっています。また、25歳未満では女性人口が6,005人、男性人口が6,491人となっており、男性が486人(8.1%)も多くなっています。

今後、団塊の世代の加齢に伴い、急激な高齢化が起こる可能性があると思われます。

### 読谷村の人口ピラミッド



年齢	男	女	年齢	男	女
0～4歳	1,145	1,063	55～59歳	1,491	1,370
5～9歳	1,355	1,265	60～64歳	871	865
10～14歳	1,393	1,221	65～69歳	907	858
15～19歳	1,323	1,231	70～74歳	814	721
20～24歳	1,275	1,225	75～79歳	649	808
25～29歳	1,131	1,187	80～84歳	238	553
30～34歳	1,310	1,299	85～89歳	154	454
35～39歳	1,478	1,487	90～94歳	53	181
40～44歳	1,276	1,315	95～99歳	13	71
45～49歳	1,287	1,254	100歳以上	5	32
50～54歳	1,401	1,285	合計	19,569	19,745

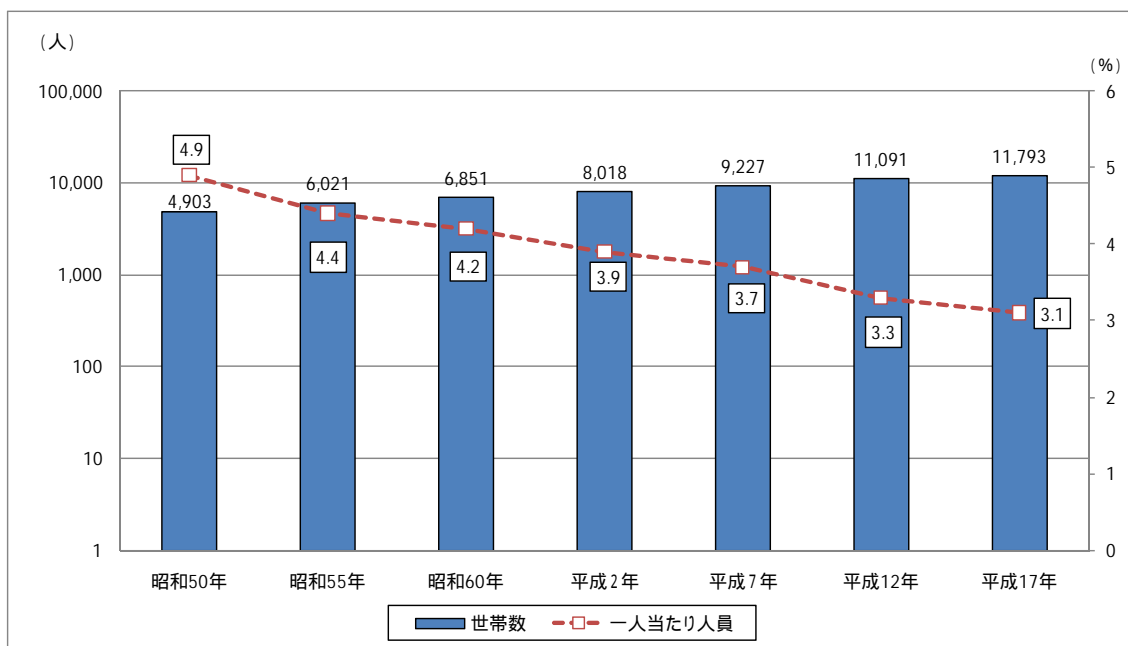
資料：住民基本台帳人口



世帯数と世帯人員についてみると、世帯数は1975（昭和50）年には4,903世帯であったのが、2005（平成17）年には11,793世帯まで増加し、2倍以上の伸びとなっています。

その一方で一世帯あたりの人員数は4.9人から3.1人まで減少し、核家族化が進行しているものと考えられます。

### 読谷村の世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

第1部 総論

住所別の人口推移をみた場合、全体的に人口及び世帯数ともに増加傾向にあります。平成18年と19年を比較すると、ほぼ全域で人口が増加しているものの、都屋、波平、上地、伊良皆、渡慶次、渡具知、大湾、大木で人口の減少が見られるなど、地域間で偏りがみられます。

住所別人口及び世帯数の推移

(単位：人、%)

		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
		人口 世帯数	構成比	人口 世帯数	構成比	人口 世帯数	構成比	人口 世帯数	構成比	人口 世帯数	構成比	人口 世帯数	構成比	人口 世帯数	構成比
喜名	人口	3,015	8.1%	3,082	8.2%	3,207	8.5%	3,214	8.4%	3,263	8.5%	3,222	8.3%	3,282	8.5%
	世帯数	870	7.5%	899	7.6%	954	7.9%	970	7.9%	1,003	8.0%	993	7.8%	1,030	7.9%
座喜味	人口	3,076	8.2%	3,058	8.2%	3,086	8.2%	3,121	8.2%	3,140	8.1%	3,178	8.2%	3,187	8.2%
	世帯数	1,000	8.6%	1,004	8.5%	1,020	8.5%	1,048	8.5%	1,077	8.5%	1,093	8.5%	1,117	8.6%
伊良皆	人口	2,724	7.3%	2,732	7.3%	2,763	7.3%	2,773	7.2%	2,822	7.3%	2,837	7.3%	2,832	7.3%
	世帯数	888	7.6%	909	7.7%	930	7.7%	939	7.6%	954	7.6%	972	7.6%	970	7.5%
上地	人口	815	2.2%	791	2.1%	764	2.0%	781	2.0%	777	2.0%	789	2.0%	765	2.0%
	世帯数	234	2.0%	233	2.0%	229	1.9%	235	1.9%	240	1.9%	245	1.9%	245	1.9%
波平	人口	3,351	9.0%	3,330	8.9%	3,321	8.8%	3,345	8.7%	3,369	8.7%	3,378	8.7%	3,351	8.6%
	世帯数	980	8.4%	991	8.4%	1,008	8.4%	1,028	8.3%	1,051	8.3%	1,067	8.3%	1,075	8.3%
都屋	人口	1,347	3.6%	1,358	3.6%	1,354	3.6%	1,319	3.4%	1,317	3.4%	1,344	3.5%	1,315	3.4%
	世帯数	522	4.5%	525	4.5%	525	4.4%	516	4.2%	519	4.1%	533	4.2%	534	4.1%
高志保	人口	2,830	7.6%	2,835	7.6%	2,847	7.5%	2,850	7.4%	2,837	7.4%	2,846	7.4%	2,858	7.4%
	世帯数	864	7.4%	865	7.3%	876	7.3%	891	7.2%	902	7.2%	913	7.1%	924	7.1%
渡慶次	人口	1,485	4.0%	1,445	3.9%	1,453	3.8%	1,492	3.9%	1,495	3.9%	1,490	3.8%	1,472	3.8%
	世帯数	437	3.8%	436	3.7%	454	3.8%	464	3.8%	477	3.8%	490	3.8%	489	3.8%
儀間	人口	390	1.0%	392	1.0%	416	1.1%	414	1.1%	415	1.1%	418	1.1%	455	1.2%
	世帯数	108	0.9%	111	0.9%	121	1.0%	120	1.0%	124	1.0%	126	1.0%	139	1.1%
宇座	人口	367	1.0%	386	1.0%	389	1.0%	416	1.1%	432	1.1%	452	1.2%	465	1.2%
	世帯数	104	0.9%	110	0.9%	114	0.9%	123	1.0%	131	1.0%	146	1.1%	149	1.1%
瀬名波	人口	1,396	3.7%	1,393	3.7%	1,422	3.8%	1,456	3.8%	1,458	3.8%	1,446	3.7%	1,476	3.8%
	世帯数	415	3.6%	421	3.6%	439	3.6%	458	3.7%	464	3.7%	476	3.7%	488	3.8%
長浜	人口	2,492	6.7%	2,534	6.8%	2,543	6.7%	2,592	6.8%	2,646	6.9%	2,711	7.0%	2,763	7.1%
	世帯数	768	6.6%	780	6.6%	798	6.6%	829	6.7%	861	6.8%	907	7.1%	946	7.3%
楚辺	人口	4,690	12.6%	4,734	12.6%	4,672	12.3%	4,724	12.3%	4,716	12.2%	4,681	12.1%	4,719	12.2%
	世帯数	1,508	13.0%	1,519	12.9%	1,531	12.7%	1,561	12.6%	1,574	12.5%	1,580	12.3%	1,604	12.4%
渡具知	人口	840	2.3%	853	2.3%	886	2.3%	897	2.3%	923	2.4%	958	2.5%	933	2.4%
	世帯数	244	2.1%	252	2.1%	266	2.2%	280	2.3%	289	2.3%	300	2.3%	290	2.2%
比謝	人口	1,959	5.2%	1,963	5.2%	1,970	5.2%	1,986	5.2%	2,005	5.2%	1,986	5.1%	1,989	5.1%
	世帯数	624	5.4%	631	5.4%	642	5.3%	656	5.3%	669	5.3%	667	5.2%	665	5.1%
大湾	人口	1,949	5.2%	1,959	5.2%	1,985	5.2%	2,043	5.3%	2,063	5.3%	2,062	5.3%	2,039	5.3%
	世帯数	631	5.4%	640	5.4%	658	5.5%	681	5.5%	689	5.5%	697	5.4%	689	5.3%
古堅	人口	2,464	6.6%	2,500	6.7%	2,538	6.7%	2,648	6.9%	2,723	7.1%	2,710	7.0%	2,743	7.1%
	世帯数	751	6.5%	767	6.5%	778	6.5%	832	6.7%	854	6.8%	860	6.7%	893	6.9%
大木	人口	2,022	5.4%	2,068	5.5%	2,111	5.6%	2,095	5.5%	2,079	5.4%	2,103	5.4%	2,085	5.4%
	世帯数	641	5.5%	658	5.6%	670	5.6%	674	5.5%	686	5.4%	699	5.5%	696	5.4%
比謝江	人口	107	0.3%	98	0.3%	109	0.3%	97	0.3%	95	0.2%	101	0.3%	104	0.3%
	世帯数	39	0.3%	37	0.3%	41	0.3%	40	0.3%	40	0.3%	41	0.3%	38	0.3%
親志	人口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	世帯数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧原	人口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	世帯数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長田	人口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	世帯数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	人口	37,319	100.0%	37,511	100.0%	37,836	100.0%	38,263	100.0%	38,575	100.0%	38,712	100.0%	38,833	100.0%
	世帯数	11,628	100.0%	11,788	100.0%	12,054	100.0%	12,345	100.0%	12,604	100.0%	12,805	100.0%	12,981	100.0%

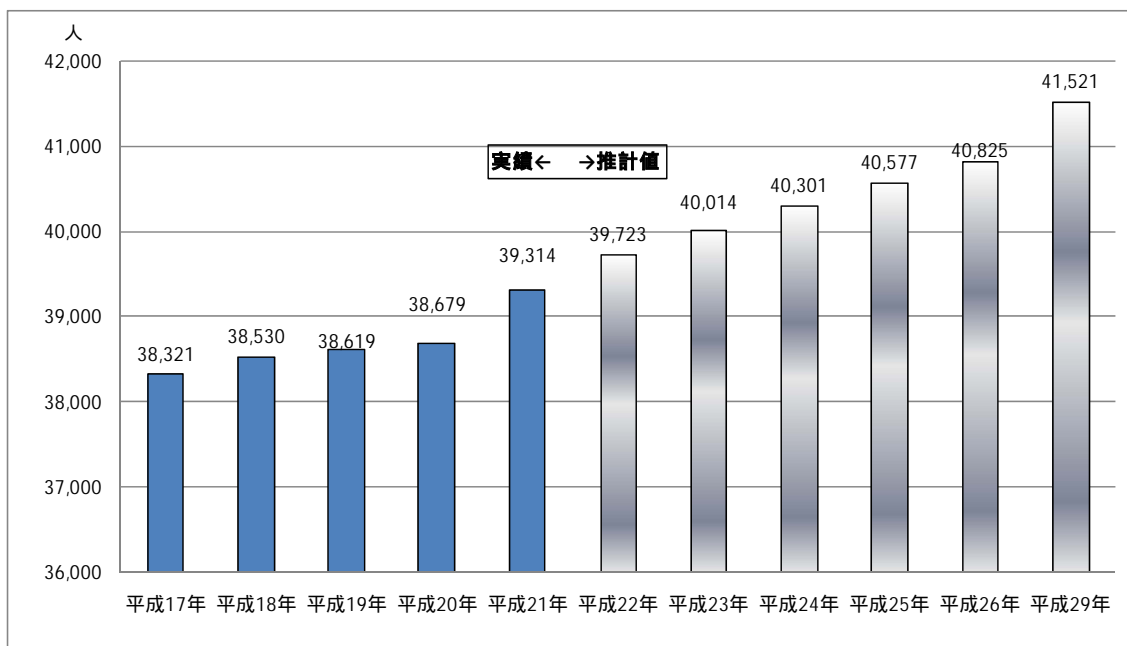
各年12月末現在

資料：平成20年度読谷村統計書

住民基本台帳人口の動向から今後の人口推移をみると、平成26年には総人口が40,825人となり、平成21年と比較して1,511人、3.8%増加するものと予想されます。

一方で、総人口に占める0～17歳人口はわずかな増減を繰り返す傾向にあり、平成21年と平成26年を比較すると、0～5歳では0.3ポイント、6～11歳では0.8ポイント、12～17歳では0.4ポイントの減少が見込まれます。

人口推計値

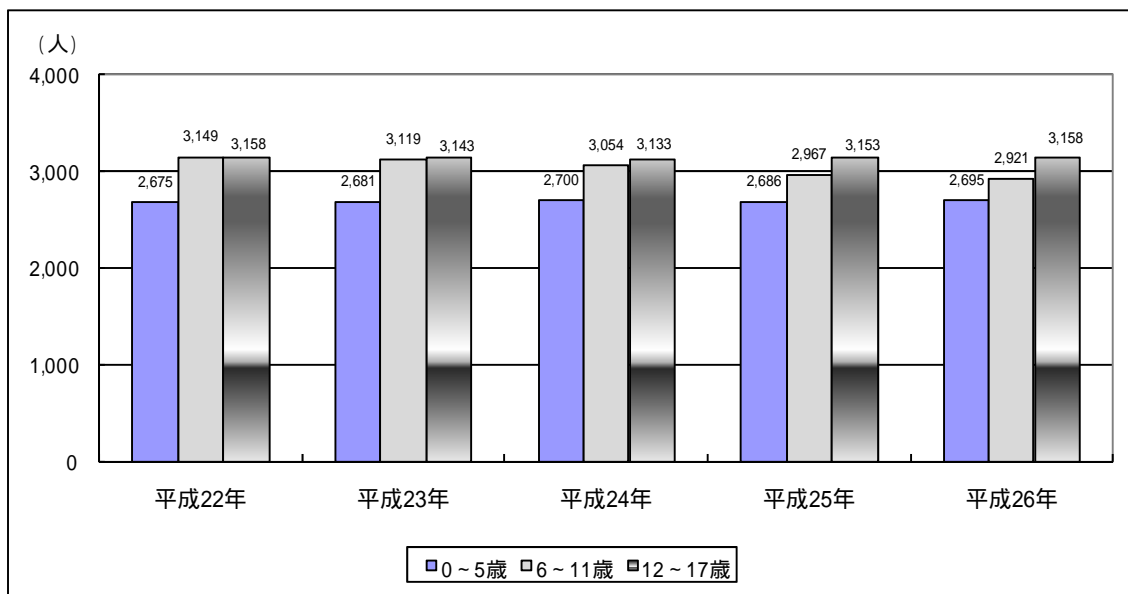


(各年10月現在)

読谷村	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
総人口	38,321	38,530	38,619	38,679	39,314	39,723	40,014	40,301	40,577	40,825	41,521
増減数	452	209	89	60	635	409	291	287	276	248	210
0～5歳	2,936	2,893	2,816	2,748	2,699	2,675	2,681	2,700	2,686	2,695	2,715
対人口比	7.7%	7.5%	7.3%	7.1%	6.9%	6.7%	6.7%	6.7%	6.6%	6.6%	6.5%
6～11歳	3,138	3,127	3,093	3,103	3,138	3,149	3,119	3,054	2,967	2,921	2,850
対人口比	8.2%	8.1%	8.0%	8.0%	8.0%	7.9%	7.8%	7.6%	7.3%	7.2%	6.9%
12～17歳	3,261	3,211	3,220	3,168	3,189	3,158	3,143	3,133	3,153	3,158	3,133
対人口比	8.5%	8.3%	8.3%	8.2%	8.1%	7.9%	7.9%	7.8%	7.8%	7.7%	7.5%

資料：住民基本台帳人口

児童の人口推計



資料：住民基本台帳人口

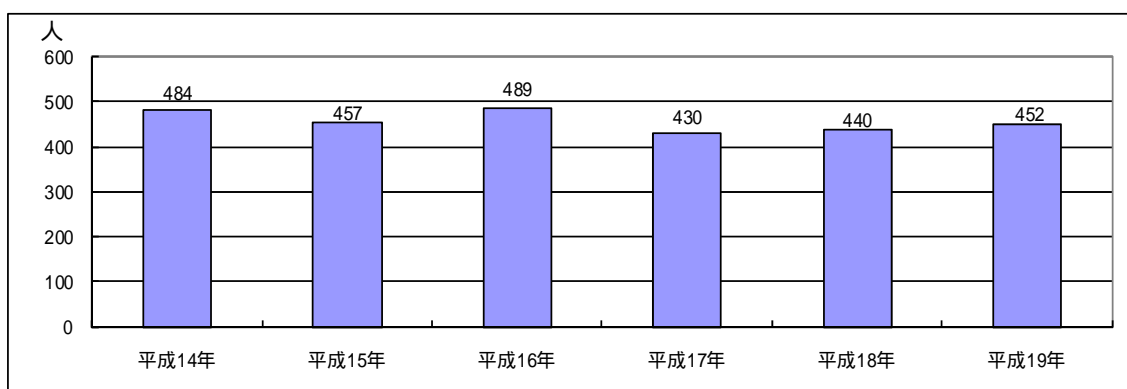


総人口・世帯数は増加しているが、年少者人口は減少している。  
 少子高齢化・核家族化が進行している。  
 地域により、人口の伸び率に偏りがある。

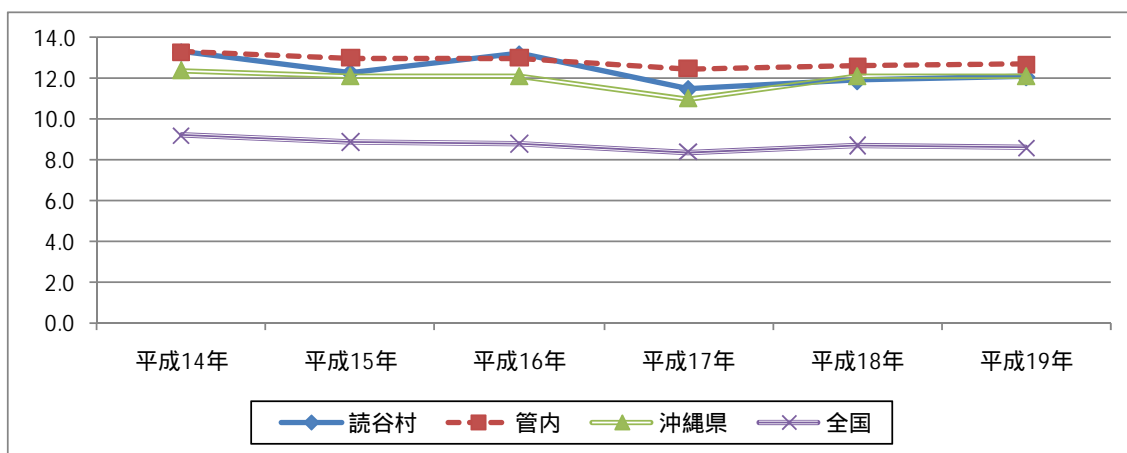
(2) 出生

年間の出生数をみると、近年では450人前後で推移しており、平成19年は、452人でした。出生率では、平成16年以降、中部保健所管内平均よりも下回った値で推移しています。平成19年の出生率をみると、中部保健所管内の12.7%よりも0.6ポイント少ないものの、沖縄県と同率(12.1%)で、全国の8.6%と比べると3.5ポイントの差があります。

出生数の推移 出生率(単位:%) = 年間出生数 / 10月1日現在の全体人口 × 1000



出生率(読谷村・中部保健所管内・沖縄県・全国)の推移



読谷村		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
年間出生数	男児	224	238	256	235	205	243
	女児	260	219	233	195	235	209
	合計	484	457	489	430	440	452
出生率	読谷村	13.3	12.3	13.2	11.5	11.9	12.1
	管内	13.3	13.0	13.0	12.5	12.6	12.7
	沖縄県	12.4	12.1	12.1	11.0	12.1	12.1
	全国	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6

資料：衛生統計(人口動態編)

女性が生涯に子供を産む数を示す合計特殊出生率は、全国的に減少傾向にあり、昭和62年の1.69から、平成19年には1.34に減少しています。

沖縄県や本村においても少子化の傾向は見られますが、本村の場合、全県や本島内の他の地域に比べそのペースは緩やかとなっています。

合計特殊出生率

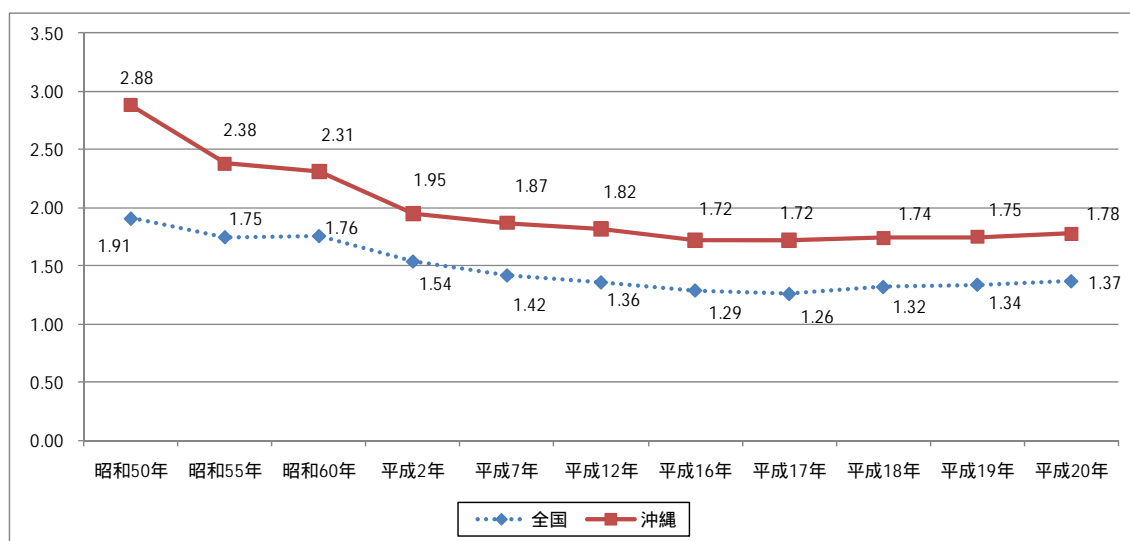
	昭和58～62年	昭和63～平成4年	平成5～9年	平成10～14年	平成15～19年
読谷村	2.25	2.08	2.00	1.91	1.81
沖縄県	2.25	2.03	1.90	1.83	1.74
北部	2.57	2.36	2.00	1.96	1.79
中部	2.21	2.01	1.93	1.87	1.80
南部	2.20	1.98	1.83	1.75	1.79
宮古	2.52	2.29	2.26	2.22	2.04
八重山	2.69	2.46	2.28	2.10	1.92
	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年
全国	1.69	1.50	1.39	1.32	1.34

資料：厚生労働省

注：全国は1歳階級別に計算した数値

合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 年齢別女性人口) の15歳～49歳までの合計

全国及び沖縄県の合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省



他市町村と比較して、本村の少子化は緩やかに進行

## (3) 婚姻・離婚

婚姻件数は年により変動はあるものの、平成16年の251件以降は減少傾向にあり、平成19年は207件と過去6年間で最も低い値となりました。

離婚件数に関しては、年ごとにばらつきがあるものの、若干、増加傾向にあり平成19年には108件となりました。こうした傾向が続けば、ひとり親世帯の増加も見込まれます。

## 婚姻及び離婚の状況

読谷村		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
婚姻届出件数		229	235	251	247	221	207
婚姻率	読谷村	6.3	6.3	6.8	6.6	6.0	5.6
	沖縄県	6.5	6.3	6.4	6.5	6.5	6.3
離婚届出件数		104	100	110	96	96	108
離婚率	読谷村	2.9	2.7	3.0	2.6	2.6	2.9
	沖縄県	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7
婚姻に対する離婚割合	読谷村	45.4%	42.6%	43.8%	38.9%	43.4%	52.2%
	沖縄県	44.0%	43.8%	42.5%	41.6%	41.2%	42.9%

資料：衛生統計（人口動態編）

婚姻率（単位：‰）＝年間婚姻届出件数 / 10月1日現在全体人口 × 1000

離婚率（単位：‰）＝年間離婚届出件数 / 10月1日現在全体人口 × 1000



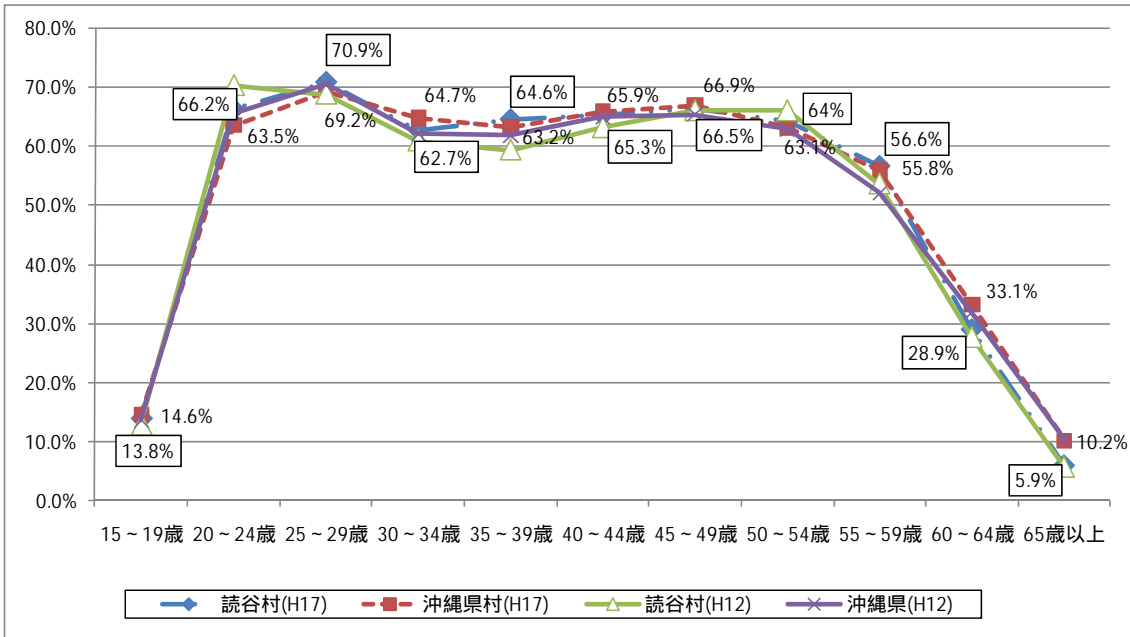
婚姻数は減少傾向、離婚数は若干、増加傾向

## (4) 女性の就労

子育てにおける中心的な役割を担うことの多い女性の就労状況では、昭和60年には15歳以上の女性人口10,431人のうち、労働力人口は4,145人であり、就労率は39.7%でした。その後、徐々に女性の就労率は上昇し、平成17年には人口15,102人のうち、労働力人口は6,973人、就労率は46.2%まで上昇しています。

女性の労働力率を年齢別にみると、25歳～29歳にかけて一つの山を迎え、30代でやや低くなった後、40代に入って再び上昇するいわゆるM字カーブを描く形となっています。これは出産や育児により仕事を離れる女性が多いためと考えられます。

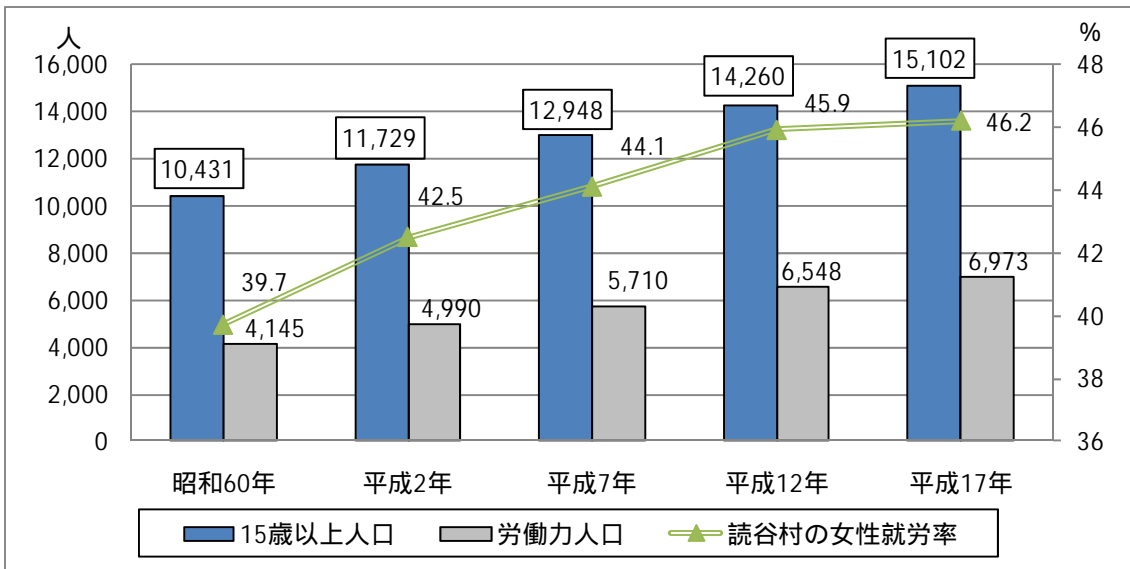
女性の年齢別就業率（平成17年）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
読谷村(H17)	13.8%	66.2%	70.9%	62.7%	64.6%	65.3%	66.5%	64%	56.6%	28.9%	5.9%
沖縄県村(H17)	14.6%	63.5%	69.2%	64.7%	63.2%	65.9%	66.9%	63.1%	55.8%	33.1%	10.2%
読谷村(H12)	12.8%	70.2%	68.8%	60.9%	59.3%	63.1%	66.0%	66.0%	53.6%	27.7%	5.7%
沖縄県(H12)	13.7%	65.5%	70.4%	62.1%	61.8%	65.0%	65.4%	62.8%	52.1%	31.8%	10.2%

資料：国勢調査報告

労働力と女性就業率の推移



資料：国勢調査報告



女性の就労率は上昇している。  
子育てのために仕事を離れる女性が多くなっている。



(5) 通勤先の市町村 -----

就業者の就労先をみると、昭和60年までは村内と村外はほぼ同じ割合で推移していましたが、平成2年以降は、村外での就業が増えています。

村外での従業地をみると、以前と比較して那覇市や浦添市など、遠距離で働く割合が減少し、北谷町や沖縄市などの近距離、また、その他の市町村で働く人の割合が増えています。

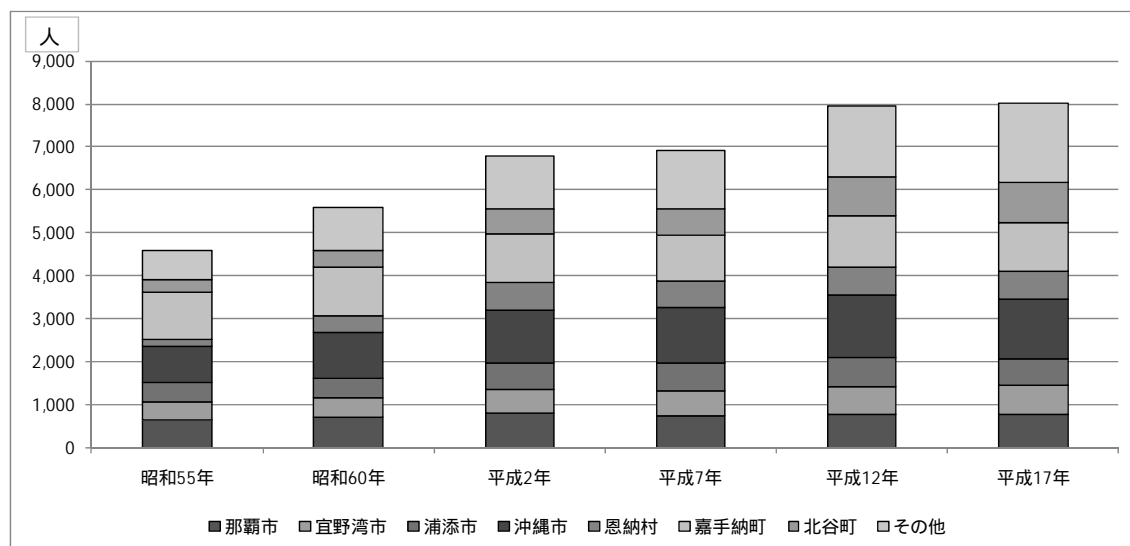
このように、住民の就業先は多様化しており、仕事をもつ保護者に対する子育て支援は広域的な連携が必要です。

就業先別の就業者数推移

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
村内従業	5,929	46.6	6,731	49.4	6,917	46.5	6,936	46.4
村外従業	6,782	53.4	6,907	50.6	7,946	53.5	8,020	53.6
那覇市	798	6.3	754	5.5	783	5.3	782	5.2
宜野湾市	549	4.3	588	4.3	638	4.3	686	4.6
浦添市	623	4.9	635	4.7	666	4.5	602	4.0
沖縄市	1,222	9.6	1,277	9.4	1,471	9.9	1,394	9.3
恩納村	660	5.2	639	4.7	656	4.4	643	4.3
嘉手納町	1,123	8.8	1,068	7.8	1,189	8.0	1,138	7.6
北谷町	580	4.6	589	4.3	899	6.0	941	6.3
その他	1,227	9.7	1,357	10.0	1,644	11.1	1,834	12.3
合計	12,711	100.0	13,638	100.0	14,863	100.0	14,956	100.0

資料：国勢調査報告

読谷村外への就業者数の推移



資料：国勢調査報告



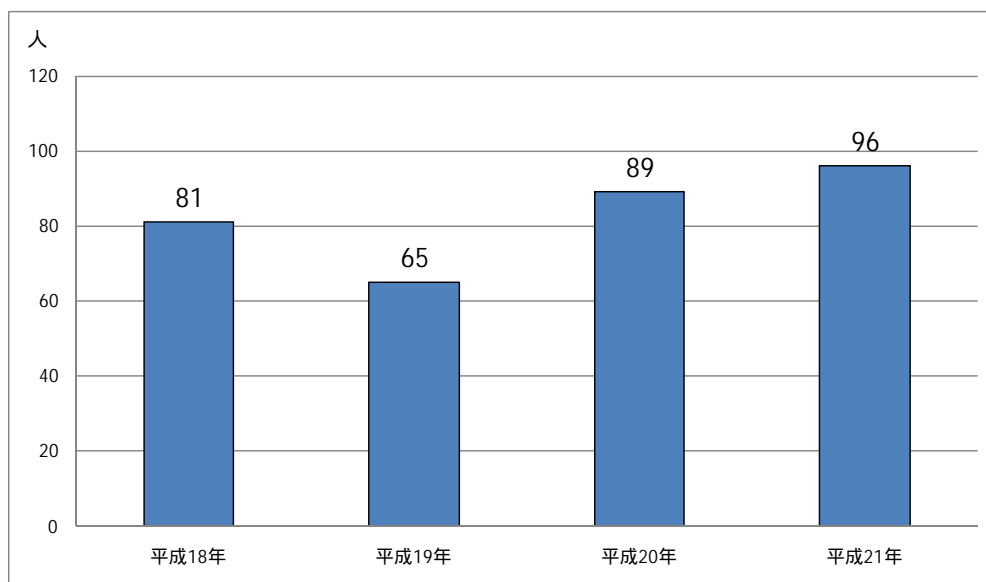
住民の就労先は村外が若干多くなっている。  
村外の就労先は多様化している。

## (6) 待機児童の状況 -----

待機児童数は、平成18年の81人から翌年には減少したものの、平成20年に89人、平成21年に96人と増加傾向にあります。

待機児童の状況

各年4月1日現在



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳児	12	14	16	16
1歳児	29	14	38	27
2歳児	18	16	13	25
3歳児	14	13	16	15
4歳児	8	8	6	13
5歳児	0	0	0	0
合計	81	65	89	96

資料：こども未来課

(7) 保育所の状況 -----

保育所については、本村には公立保育所が3カ所、私立の認可保育所が3カ所、計6カ所の保育所があり、平成21年度は公立に217人、認可保育所に332人、あわせて549人が入所しています。また、認可外保育施設では、15カ所に787人が入所しています。

保育所の入所状況

村立保育所

各年4月1日現在

	保育所数	定員	収容人員					
			総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
平成17年度	3	180	225	8	32	48	61	76
平成18年度	3	180	225	8	33	50	53	81
平成19年度	3	210	220	7	36	43	57	77
平成20年度	3	210	221	9	32	50	52	78
平成21年度	3	210	217	8	36	51	60	62

私立(法人)保育所

各年4月1日現在

	保育所数	定員	収容人員					
			総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
平成17年度	3	270	345	24	67	84	84	86
平成18年度	3	270	311	17	51	71	81	91
平成19年度	3	270	309	20	55	79	76	79
平成20年度	3	270	311	19	60	67	82	83
平成21年度	3	300	332	17	77	75	73	90

認可外保育施設の現況

平成21年4月1日現在

	施設名	所在地	収容人員							
			総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
1	子供の世界	大木	26	5	2	7	2	7	0	3
2	いずみ保育園	古堅	79	1	10	20	24	24	0	0
3	学童保育園ピーターパン	喜名	50	0	7	7	7	6	0	23
4	亀の子育児園	波平	44	1	6	11	11	15	0	0
5	きりん保育園	都屋	141	7	19	19	29	23	16	28
6	すこやか保育園	波平	57	0	6	13	13	25	0	0
7	にこにこ乳児園	比謝	12	3	9	0	0	0	0	0
8	プティミニョン乳児ハウス	喜名	13	2	3	2	3	3	0	0
9	ふれ愛保育園	比謝	130	0	14	16	19	23	0	58
10	みどりが丘保育園	楚辺	87	0	7	12	16	22	0	30
11	読谷こぼと学園	古堅	84	0	9	21	16	19	19	0
12	わんぱく楽園	波平	31	0	5	8	11	7	0	0
13	子どもの森保育園	喜名	20	3	13	4	0	0	0	0
14	たんぼほ乳児園	座喜味	10	2	2	5	1	0	0	0
15	そらいろえん	長浜	3	0	0	0	0	1	0	2
合計			787	24	112	145	152	175	35	144

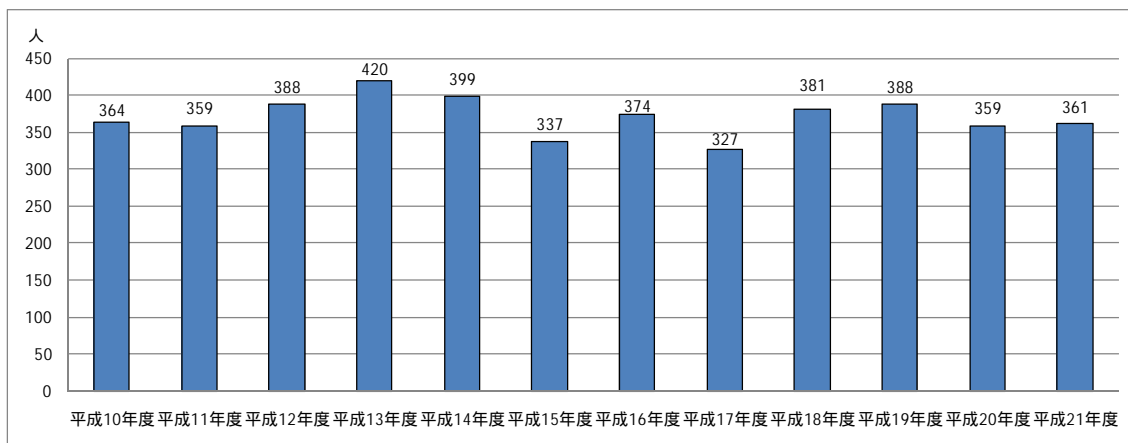
資料：こども未来課

( 8 ) 幼稚園の状況 -----

村内の公立幼稚園は、渡慶次、読谷、喜名、古堅、古堅南の 5 力所あります。平成 17 年以降は増加傾向にありましたが、平成 20 年に若干減少し、平成 21 年には再び増加し、園児数 361 人、学級数が 14 となっています。

幼稚園の在籍状況

各年 4 月 1 日現在



	総計			渡慶次幼稚園			読谷幼稚園			喜名幼稚園			古堅幼稚園			古堅南幼稚園		
	園児数	学級数	教員数	園児数	学級数	教員数	園児数	学級数	教員数	園児数	学級数	教員数	園児数	学級数	教員数	園児数	学級数	教員数
平成10年度	364	13	18	56	2	3	82	3	4	61	2	3	81	3	4	84	3	4
平成11年度	359	14	18	52	2	3	77	3	4	73	3	4	83	3	4	74	3	4
平成12年度	388	13	18	58	2	3	81	3	4	63	2	3	96	3	4	90	3	4
平成13年度	420	14	17	68	2	3	103	3	4	74	3	2	95	3	4	80	3	4
平成14年度	399	14	17	59	2	3	87	3	4	61	2	3	107	4	5	85	3	6
平成15年度	337	13	18	47	2	3	74	3	4	44	2	3	94	3	4	78	3	4
平成16年度	374	13	21	68	2	3	72	3	5	68	2	4	88	3	4	78	3	5
平成17年度	327	13	20	48	2	4	71	3	4	59	2	4	75	3	4	74	3	4
平成18年度	381	14	18	52	2	3	90	3	4	72	3	4	89	3	4	78	3	4
平成19年度	388	13	18	64	2	3	93	3	4	75	3	4	89	3	4	67	2	3
平成20年度	359	14	19	52	2	3	66	3	4	71	3	4	89	3	4	81	3	4
平成21年度	361	14	19	50	2	3	80	3	4	69	3	4	77	3	4	85	3	4

資料：平成 20 年度読谷村統計書



待機児童は増える傾向にあります。  
公立保育所（ 3 ） 認可保育園（ 3 ） 計 6 力所で 549 人。  
認可外保育施設は 15 力所 787 人が入所。

## (9) 小中学校の状況 -----

本村には渡慶次、読谷、喜名、古堅、古堅南の5つの小学校と読谷、古堅の2つの中学校があります。

児童数・生徒数・学級数の状況（各年5月現在、平成20年・21年は11月現在）

		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
渡慶次 小学校	児童数	498	510	511	519	514	507	512	515
	学級数	18	18	18	18	18	18	20	18
	教員数	27	27	28	27	28	27	30	31
読谷 小学校	児童数	710	699	656	629	619	616	618	601
	学級数	21	22	20	19	19	20	21	20
	教員数	31	34	28	29	27	28	34	33
喜名 小学校	児童数	538	524	504	522	513	516	515	522
	学級数	19	18	17	18	18	17	18	18
	教員数	27	28	25	28	25	23	30	31
古堅 小学校	児童数	740	736	724	702	686	675	684	696
	学級数	24	23	24	23	22	22	22	24
	教員数	31	33	35	35	33	33	38	40
古堅南 小学校	児童数	674	695	698	697	711	700	698	709
	学級数	20	21	22	22	23	21	21	22
	教員数	32	31	32	35	34	30	34	36
小学校計	児童数	3,160	3,164	3,093	3,069	3,043	3,014	3,027	3,043
	学級数	102	102	101	100	100	98	102	102
	教員数	148	153	148	154	147	141	166	171
読谷 中学校	児童数	828	845	855	849	850	846	862	849
	学級数	22	24	24	25	24	23	24	23
	教員数	41	48	49	52	51	48	47	50
古堅 中学校	児童数	775	740	737	696	688	703	697	718
	学級数	21	21	20	20	20	21	21	20
	教員数	43	40	41	41	39	42	46	43
中学校計	児童数	1,603	1,585	1,592	1,545	1,538	1,549	1,559	1,567
	学級数	43	45	44	45	44	44	45	43
	教員数	84	88	90	93	90	90	93	93

資料：平成20年度読谷村統計書、学校教育課



小学校は5校・3,043人、中学校は2校・1,567人が通学  
(平成21年度)



## 計画の策定に向けて

### 1．計画策定の目的と背景

---

本計画の目的は、**読谷村における少子化傾向に歯止めをかけること、読谷村の子ども達の健全育成を図ること**、の2つに集約されます。

読谷村における合計特殊出生率は、沖縄県平均よりも高く、全国でも高水準にあります。経年的な変化をみると、数値が年々減少し、少子化が着実に進行しています。したがって、できる限り早い段階で、効果的な少子化対策を実施し、少子化に歯止めをかけることが読谷村の未来にとって重要な課題です。

一般に、少子化対策として挙げられる内容として、「安心して子育てができる環境づくり」や「仕事と子育てを両立できる環境づくり」がありますが、そのためには、「家庭と地域の子育て力の向上」が必要です。

ここで、最近の読谷村の地域状況に目を転じますと、「転入人口増に伴う地域コミュニティの希薄化と都市化の進展」や「情報化社会の進展に伴う有害情報の氾濫」など、子ども達を取り巻く環境が悪化してきています。したがって、子ども達の健全育成を図るためには、地域が一丸となって、子ども達を取り巻く環境を整える必要があります。

以上のことから、“読谷村における少子化傾向に歯止めをかけ”、“読谷村の子ども達の健全育成を図る”ためには、地域ぐるみで次世代育成支援に取り組み、地域の子育て力の向上を図ることが重要です。

### 2．計画の対象

---

本計画の対象は、狭義には、概ね18歳未満の子どもとその家族ですが、地域全体の次世代育成支援に関する行動計画という性格上、全ての読谷村住民と村内に存在するあらゆる団体・組織・企業の次世代育成に関する行動を対象とします。

### 3．本計画の位置づけと関連計画との整合性

---

本行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画です。次世代育成支援対策推進法においては、地域の実情に即するとともに地域ぐるみの取り組みが重要視されており、各市町村は住民に最も身近な行政体として、次世代支援行政の中心的役割を担うことが期待されます。したがって、本計画は読谷村における次世代育成支援の中核に位置すると言えます。

また、本計画における子育て支援は、地域での子育て支援、母子保健、教育環境整備、居住環境整備なども含まれており、市町村のまちづくり全体と密接な関わりがあります。

そこで、行政の全体ビジョンを示した「読谷村総合計画」や男女共同参画社会づくりの基本的な方向性を示した「あやとりプラン21」等の関連計画との整合性を重視します。

さらに、国・県の次世代育成支援に関する計画や周辺市町村の計画・施策との連携を図り、効果的な次世代育成支援施策に結びつくよう配慮します。

なお、本計画は、母親と子どもの健康を守り、子どもの健やかな成長を支えるための「母子保健計画」を兼ねるものとします。

#### 4 . 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度～26年度の10カ年とします。平成17年度～平成21年度は前期として策定しました。平成21年度に見直しを行い、後期計画の期間を平成22年度～平成26年度とします。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画(5年間)					見直し	後期計画(5年間)			

#### 5 . 計画の名称

この計画の名称は、「いきいき親子“夢”プラン 読谷村次世代育成支援対策推進行動計画」とします。



## 施策の体系

### 1. 地域の子育て理念と基本指針

読谷村の村づくりの基本計画である「読谷村第4次総合計画基本構想」では、読谷村のあるべき姿として、

**ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化や 健康の島**

(ユタサアル フンシ マサル チムググル サチフクル ハナヤ ガンジュウヌシマ)

を掲げています。この“村のあるべき姿”は、「読谷村の宝(地域資源)は、豊かな自然と長い歴史の末に花開いた文化、そして何にもまして素晴らしい村民の真心であり、これを村づくりの基本精神とせよ」ということを示しています。

この“村づくりの基本精神”は、読谷村における子育ての理念と基本指針に重要な示唆を与えています。そこで本計画では、前期計画に引き続き、地域の子育ての理念と基本指針を以下の通りとします。

< 地域の子育て理念 >

『豊かな自然と地域の文化と

“ゆいまーるの心”ではぐくむ読谷っ子』

#### 基本指針

##### 豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ

読谷村は、鮮やかな青い海とみどりに彩られた地域です。この読谷の豊かな自然は、子ども達がのびのびと健やかに育つ土壌となっています。

##### 地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ

琉球・沖縄の歌と踊りや空手、エイサー、読谷山花織、ヤチムンといった地域に息づく文化が感受性豊かな読谷の子どもをはぐくみます。

##### “ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ

地域の人と人がお互いに助け合う相互扶助の精神(ゆいまーるの心)がやさしく明るい読谷の子ども達をはぐくみます。



## 2. 施策の方向

---

### (1) 地域における子育て支援 -----

少子化に歯止めをかけるためには、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが必要です。そのためには、行政と地域が連携しながら地域における子育て支援体制を構築することが重要です。

その中で行政に対しては、働きながら子育てできる環境づくりに向けて、保育事業を中心とした子育て支援サービスの充実を図ることが求められます。

また、地域に対しては、子育て世帯が楽しく子育てできるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりが求められます。

### (2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進 -----

本計画では、少子化対策とともに、子ども達の健全育成が大きな柱の1つです。したがって、お母さんと子ども達の健康を守ることは重要な課題です。

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進における第一のポイントは、病気にならないための健康づくりであり、基本的な生活習慣の確立、予防接種や食育の充実等が重要となります。また、次に重要なことは病気の早期発見であり、健康診断等の事業が重要となります。最後に、病気になった場合に備えて医療環境の整備が必要となります。その他、最近では育児不安等の悩みを抱える保護者も多く、心の健康を守ることも重要です。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実 -----

次世代の健全育成においては、子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げるよう環境を整えることが重要です。そのためには、教育環境とその内容の充実だけでなく、人と自然との触れ合いや地域における様々な活動・体験の充実が重要です。

読谷村は、『ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化や 健康の島』という言葉からも分かるように、自然と文化と人の温かさに恵まれた地域であり、この地域の宝（地域資源）を子ども達の健全育成に生かすことは、読谷村の次世代育成施策における重要なポイントであり特色でもあります。

さらに、長期的視点から次代の親の育成や不登校など心の問題への対策も重要な課題です。

### (4) 安心・安全で豊かな生活環境の整備 -----

子ども達を事件や事故から守り、安心・安全な環境を確保することは、子育て

てにおける最も基礎的な条件といえます。読谷村は比較的良好な状況にあるといえますが、事件や事故は起こってからでは遅いものであり、万全を期して、交通安全や防犯対策を中心に安全で安心できる環境づくりに努める必要があります。

豊かな生活環境は、子ども達がのびのびと育つために必要な条件です。読谷村の特色である豊かな自然環境は、有形・無形の様々な恩恵を子ども達に与えており、自然環境の保全是、良好な子育て環境づくりの基本といえます。ただし、一方では交通事故や水難事故、落下事故などの危険もあることから、気軽に利用できる公園や緑地、オープンスペースを整備することも重要です。

また、子ども達がのびのびと育つ豊かな生活環境づくりにおいては、静穏でゆとりのある住居の確保といった住宅施策の充実も必要です。

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立 -----

少子化の主な原因の一つとして、共働き世帯の増加に伴う家庭の子育て機能の低下がしばしば指摘され、仕事と家庭の両立が次世代育成支援対策の重要なポイントと考えられています。

妊娠・出産から育児期にかけては、時間的な制約等も多く、子どもの病気など突発的な状況への対応もしなければなりません。したがって、職業生活と家庭生活との両立においては、職場の理解と協力が必要不可欠であり、子育てを支援する職場づくりが重要となります。

また、お母さん一人に子育てや家事を任せるのではなく、お父さんをはじめとして、家族みんなで子育てをすることが必要です。

#### (6) 要保護児童を持つ世帯へのきめ細かな取り組みの推進 ----

障がいをもつ子どもがいる世帯では、一人一人の子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。また、ひとり親世帯は、子育てを担う保護者が一人であり、家庭内での助け合いや役割分担がしにくいにもかかわらず、就労し家計を支える必要もあるため、保護者に多大な負担がかかっています。こうした世帯に対しては、1つ1つの世帯にあわせたきめ細かい対応が必要です。

この他、児童虐待や家庭内暴力(DV)への対応も必要です。読谷村は、都市部の自治体ほど深刻な状況にはないと考えられますが、一人の犠牲者も出さないという高い意識を持って対策に努める必要があります。

こうした課題は、人口規模が比較的小さく、地域コミュニティがしっかり構築できる読谷村の特性が有利に働く分野といえます。地域の持つ力を有効に活用するために、地域ネットワークを構築し、行政と地域が一体となったきめ細かな体制づくりをめざします。



## 計画の推進

### 1．連携体制の構築

---

本計画は、読谷村の次世代育成に向けた総合的な計画であり、その内容は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっています。

したがって、計画の推進にあたっては、庁内関連部署の有機的な連携による全庁的な体制づくりが必要です。また、施策によっては、村内に収まらないものもあり、国や県、関係機関、周辺市町村との連携をこれまで以上に強化する必要があります。

さらに、行政と地域が一体となった地域ぐるみの次世代育成支援体制を構築するために、地域の住民や関係団体との連携・協力を密にします。

### 2．住民参加と情報発信

---

本計画の推進にあたっては、地域住民の参加を促進し、村民全体で次世代育成支援に関わることが重要です。そのためには、村の広報誌や村のホームページ等による情報発信の充実を図り、周知・啓発を行うことが必要です。

また、本計画に基づき推進される様々な取り組みや施策の成果をあげる意味でも、次世代育成関連の取り組みや施策に関する情報が村民に行き渡るよう、情報提供に努める必要があります。

### 3．計画の進捗状況の点検と見直し

---

本計画の推進にあたっては、随時、計画の進捗状況を点検するとともに、常に住民意見や住民ニーズの動向に注視しながら、計画の見直し及び修正を実施します。

ただし、計画の見直しや修正、進捗状況のチェック等に際しては、行政と地域が協働で行う体制が重要です。そのための組織として、「読谷村次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、検討を重ねています。今後も継続して、協働で協議を重ねていきます。

## 4 . 行政、地域、住民、家庭、企業・事業所等の役割

本計画の推進にあたっては、子どもを地域の宝としてみんなで助け合いながら、明るく楽しい子育て環境の実現に向けて村全体が協力することが重要です。

具体的には、行政だけでなく、家庭や地域、住民、企業など村内のあらゆる組織や個人が、次世代育成支援に関する理解を深め、それぞれの置かれた状況に応じた役割を果たすことが求められます。

### ( 1 ) 行政 -----

次世代育成支援に関する施策や事業、基盤整備を推進するとともに、情報発信や個人・企業に対する意識啓発、様々な組織への支援を通して、読谷村の次世代育成支援におけるリード役・コーディネート役を担います。

### ( 2 ) 地域 -----

自治会や子ども会などの地域組織の活動やスポーツや文化などのサークル活動、子どもに関わるボランティア組織・NPO組織の活動などを通して、子どもだけでなく、その保護者もいきいきと成長できる環境づくりに協力することが求められます。

また、近所の子育て世帯が困っているときには、できる範囲で手を差しのべたり、話し相手になったり、地域の子子ども達に気軽に声をかけたり、時にはしかり、時にはほめるなど、地域ぐるみで子育てを支援する地域風土の形成・維持が重要です。さらに、子どもを産み育てることに誇りが持てる社会づくりに向け、子どもは地域社会の宝であるとの意識を地域レベルで醸成し、子どもを中心とした様々なまつりやイベントを開催することも地域の重要な役割です。

### ( 3 ) 住民 -----

読谷村には、様々な特技や技能、知恵を持った住民がたくさんいます。また、やさしく美しい村民の真心は、豊かな自然や伝統文化にも優る村の誇りです。

村民の心で、読谷の子ども達を包み込み、それぞれのできる範囲で各々の特技、才能をいかした子育て支援を実行することが住民に求められる役割です。

具体的な行動としては、子ども会やPTA、自治会などの地域の活動、子どもに関する地域のまつりやイベント、スポーツ・文化等のサークル活動に参加・協力したり、児童の福祉に関連するボランティア活動やNPO活動を支援することなどがあげられます。

また、本計画を中心とする読谷村の次世代育成支援施策に、意見や知恵を出すなどして、参加することも重要です。

(4) 家庭 -----

子どもを持つ各家庭には、子どもを明るく元気に育てる最も重要な役割があります。家庭は子どもを育てる最も基本的な単位であり、特殊な場合を除き、子どもにとっては、家族とともに成長することが何よりも幸せであるという事実を忘れてはなりません。

また、共働きが一般的になった現在の社会においては、お母さん一人に子育てを任せるのではなく、お父さんをはじめとする家族全員で、子育てや家事を分担することが求められます。

(5) 企業・事業所 -----

子育てと仕事の両立は、次世代育成支援において重要な課題ですが、行政の力だけでは限界のある分野でもあります。

したがって、子育てと仕事の両立に向けて、子どもや家族に優しい職場づくりが、企業や事業所に求められます。

具体的には、産休・育休制度の活用促進やフレックスタイム制の導入、多様な勤務形態の容認、出産を機に退社した人材の再雇用制度の充実など、様々な方策や制度を導入することが必要です。

また、業務と従業員の勤務実態に即して、事業所独自の次世代育成支援行動計画を策定することも求められます。

< 地域の子育て理念 >

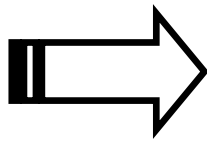
『豊かな自然と地域の文化と“ゆいまーるの心”ではぐくむ読谷っ子』

< 基本指針 >

豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ  
地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ  
“ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ

< 施策の方向 >

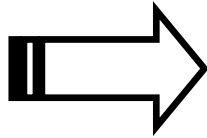
1 地域における  
子育て支援



< 施策項目 >

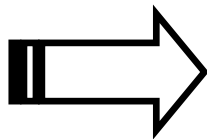
- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域ネットワークによる子育て支援の充実

2 母性並びに乳  
幼児等の健康の確  
保及び増進



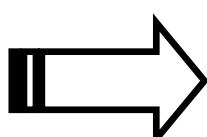
- (1) 健康の確保と増進
- (2) 食育の充実
- (3) 医療環境の整備

3 子どもの心身  
の健やかな成長に  
資する教育の充実



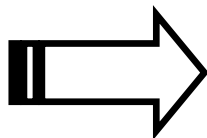
- (1) 次代の親の育成
- (2) 人と自然と触れ合う地域活動の充実
- (3) 心の教育の充実
- (4) 教育環境及び内容の充実

4 安心・安全で  
豊かな生活環境の  
整備



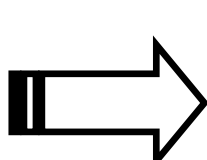
- (1) 豊かな生活環境の整備
- (2) 交通安全対策の充実
- (3) 防犯体制の充実

5 職業生活と家  
庭生活の両立の推  
進



- (1) 家庭における子育て支援の促進
- (2) 子育てを支援する職場づくりの促進
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

6 要保護児童を  
持つ世帯へのきめ  
細かな取り組みの  
推進



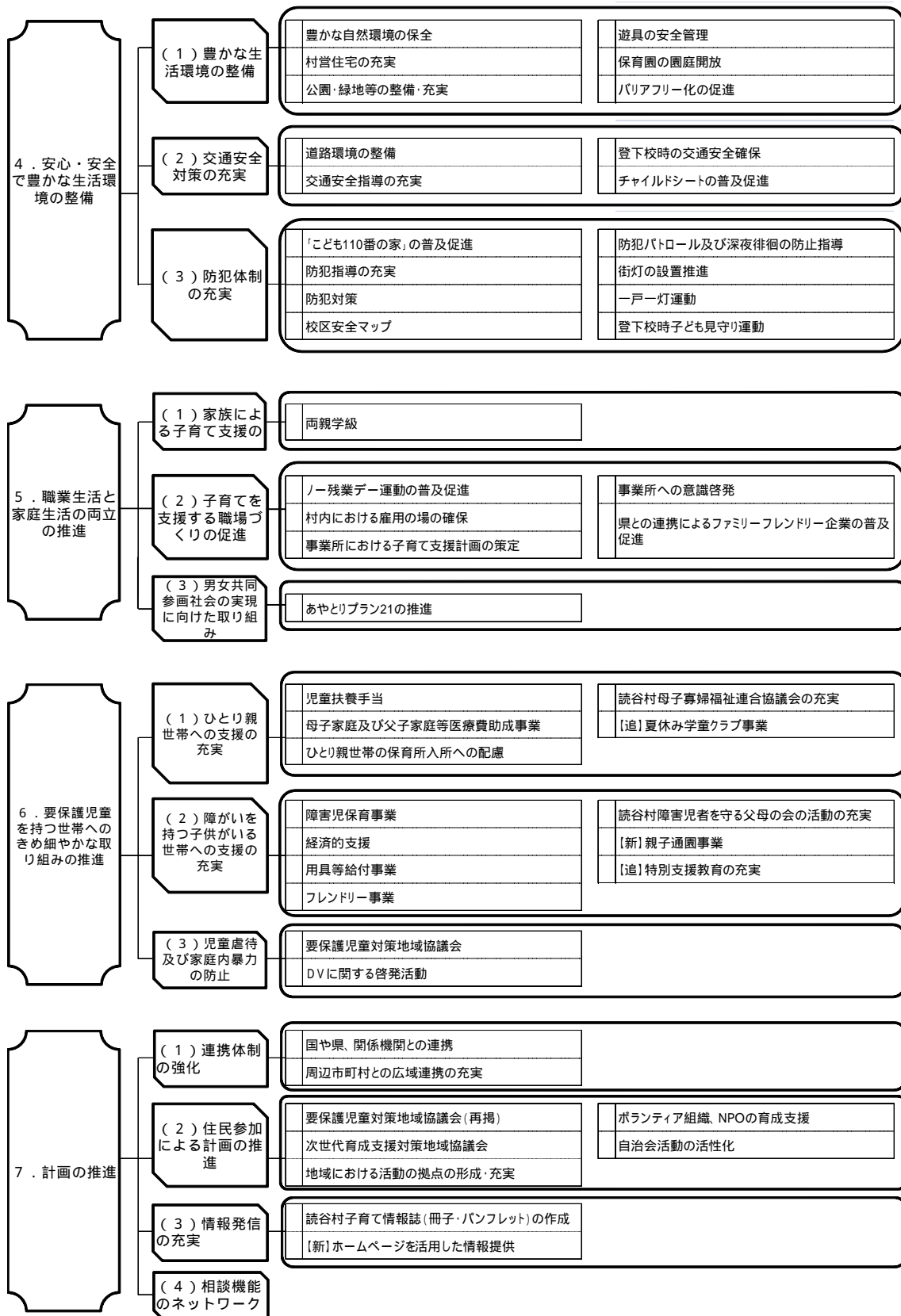
- (1) ひとり親世帯への支援の充実
- (2) 障がいを持つ子供がいる世帯への支援の充実
- (3) 児童虐待及び家庭内暴力の防止

< 計画の推進 >

連携体制の構築  
情報発信の充実

住民参加による計画推進  
相談機能のネットワーク化

施策の方向	施策項目	事業																				
1. 地域における子育て支援	(1) 子育て支援サービスの充実	<table border="1"> <tr><td>通常保育事業</td><td>認可外保育施設への支援</td></tr> <tr><td>延長保育事業</td><td>放課後児童健全育成事業</td></tr> <tr><td>一時預かり事業、特定保育</td><td>児童手当</td></tr> <tr><td>認可外保育施設への補助</td><td>幼稚園における保育機能の強化</td></tr> </table>	通常保育事業	認可外保育施設への支援	延長保育事業	放課後児童健全育成事業	一時預かり事業、特定保育	児童手当	認可外保育施設への補助	幼稚園における保育機能の強化												
	通常保育事業	認可外保育施設への支援																				
延長保育事業	放課後児童健全育成事業																					
一時預かり事業、特定保育	児童手当																					
認可外保育施設への補助	幼稚園における保育機能の強化																					
(2) 地域ネットワークによる子育て支援の充実	<table border="1"> <tr><td>地域子育て支援センター事業</td><td>家庭教育支援事業</td></tr> <tr><td>育児学級</td><td>保護者交流促進事業</td></tr> <tr><td>保育まつり</td><td>[新]ファミリー・サポート・センターの設置</td></tr> <tr><td>3世代交流の促進</td><td>[追]発達支援連携会議</td></tr> <tr><td>保育所地域活動の充実</td><td></td></tr> </table>	地域子育て支援センター事業	家庭教育支援事業	育児学級	保護者交流促進事業	保育まつり	[新]ファミリー・サポート・センターの設置	3世代交流の促進	[追]発達支援連携会議	保育所地域活動の充実												
地域子育て支援センター事業	家庭教育支援事業																					
育児学級	保護者交流促進事業																					
保育まつり	[新]ファミリー・サポート・センターの設置																					
3世代交流の促進	[追]発達支援連携会議																					
保育所地域活動の充実																						
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	(1) 健康の確保と増進	<table border="1"> <tr><td>親子(母子)健康手帳の交付</td><td>新生児・産婦訪問指導</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査および妊婦B型肝炎検査</td><td>歯科検診、歯科保健の充実</td></tr> <tr><td>両親学級</td><td>予防接種事業</td></tr> <tr><td>定例健康相談</td><td>結核対策事業</td></tr> <tr><td>妊産婦訪問指導</td><td>母子保健推進員活動の充実</td></tr> <tr><td>乳幼児訪問指導</td><td>妊娠・出産・育児関連図書等の充実</td></tr> <tr><td>乳幼児健診事業(乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・2歳児健康ひるば)</td><td>[追]妊産婦健康相談</td></tr> <tr><td>子ども健康相談</td><td>[追]親と子の遊びの教室(のびのびクラブ)</td></tr> <tr><td>子ども心理発達相談</td><td>[新]病児・病後児保育</td></tr> <tr><td>出生届時健康相談</td><td></td></tr> </table>	親子(母子)健康手帳の交付	新生児・産婦訪問指導	妊婦健康診査および妊婦B型肝炎検査	歯科検診、歯科保健の充実	両親学級	予防接種事業	定例健康相談	結核対策事業	妊産婦訪問指導	母子保健推進員活動の充実	乳幼児訪問指導	妊娠・出産・育児関連図書等の充実	乳幼児健診事業(乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・2歳児健康ひるば)	[追]妊産婦健康相談	子ども健康相談	[追]親と子の遊びの教室(のびのびクラブ)	子ども心理発達相談	[新]病児・病後児保育	出生届時健康相談	
	親子(母子)健康手帳の交付	新生児・産婦訪問指導																				
	妊婦健康診査および妊婦B型肝炎検査	歯科検診、歯科保健の充実																				
両親学級	予防接種事業																					
定例健康相談	結核対策事業																					
妊産婦訪問指導	母子保健推進員活動の充実																					
乳幼児訪問指導	妊娠・出産・育児関連図書等の充実																					
乳幼児健診事業(乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・2歳児健康ひるば)	[追]妊産婦健康相談																					
子ども健康相談	[追]親と子の遊びの教室(のびのびクラブ)																					
子ども心理発達相談	[新]病児・病後児保育																					
出生届時健康相談																						
(2) 食育の充実	<table border="1"> <tr><td>離乳食教室</td><td>親子料理教室の充実(食生活改善推進事業)</td></tr> <tr><td>栄養学習の充実</td><td>[新]読谷村食育推進計画の推進</td></tr> <tr><td>学校における食育の推進</td><td></td></tr> </table>	離乳食教室	親子料理教室の充実(食生活改善推進事業)	栄養学習の充実	[新]読谷村食育推進計画の推進	学校における食育の推進																
離乳食教室	親子料理教室の充実(食生活改善推進事業)																					
栄養学習の充実	[新]読谷村食育推進計画の推進																					
学校における食育の推進																						
(3) 医療環境の整備	<table border="1"> <tr><td>助産施設入所事業</td><td>かかりつけ医の普及促進</td></tr> <tr><td>こども医療費助成事業</td><td>小児救急体制の充実</td></tr> </table>	助産施設入所事業	かかりつけ医の普及促進	こども医療費助成事業	小児救急体制の充実																	
助産施設入所事業	かかりつけ医の普及促進																					
こども医療費助成事業	小児救急体制の充実																					
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実	(1) 次代の親の育成	<table border="1"> <tr><td>保育体験学習</td><td>異世代間交流の促進</td></tr> <tr><td>思春期教育の充実</td><td></td></tr> </table>	保育体験学習	異世代間交流の促進	思春期教育の充実																	
	保育体験学習	異世代間交流の促進																				
	思春期教育の充実																					
	(2) 人と自然と触れ合う地域活動の充実	<table border="1"> <tr><td>職場体験事業の充実</td><td>スポーツ・文化活動の促進</td></tr> <tr><td>総合的な学習の充実</td><td>子ども会活動の充実</td></tr> <tr><td>地域交流事業</td><td>[追]読谷村海外移住者子弟研修生受け入れ事業</td></tr> <tr><td>地域体験事業の充実</td><td></td></tr> </table>	職場体験事業の充実	スポーツ・文化活動の促進	総合的な学習の充実	子ども会活動の充実	地域交流事業	[追]読谷村海外移住者子弟研修生受け入れ事業	地域体験事業の充実													
職場体験事業の充実	スポーツ・文化活動の促進																					
総合的な学習の充実	子ども会活動の充実																					
地域交流事業	[追]読谷村海外移住者子弟研修生受け入れ事業																					
地域体験事業の充実																						
(3) 心の教育の充実	<table border="1"> <tr><td>朝のあいさつ運動</td><td></td></tr> <tr><td>心の教室相談機能の充実</td><td></td></tr> </table>	朝のあいさつ運動		心の教室相談機能の充実																		
朝のあいさつ運動																						
心の教室相談機能の充実																						
(4) 教育環境及び内容の充実	<table border="1"> <tr><td>図書機能の充実</td><td>幼稚園及び学校教育の充実</td></tr> <tr><td>IT教育環境の充実</td><td>校舎の改築</td></tr> <tr><td>P.T.A活動の充実</td><td>校区の見直し</td></tr> <tr><td>地域人材の育成と活用</td><td></td></tr> </table>	図書機能の充実	幼稚園及び学校教育の充実	IT教育環境の充実	校舎の改築	P.T.A活動の充実	校区の見直し	地域人材の育成と活用														
図書機能の充実	幼稚園及び学校教育の充実																					
IT教育環境の充実	校舎の改築																					
P.T.A活動の充実	校区の見直し																					
地域人材の育成と活用																						





## 第2部 各論（施策の展開）

## 第 2 部 各 論（施策の展開）



### 地域における子育て支援

#### 1. 子育て支援サービスの充実

働きながら子育てできる環境づくりに向けて、保育事業を中心とした子育て支援サービスの充実を図ることが求められます。



#### - 1 子育て支援サービスの充実・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分							
通常保育事業	地域の保育ニーズに配慮しながら、通常保育事業の充実に努め、待機児童の解消を図る。	こども未来課	継続							
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立210人 法人330人 計540人</td> <td>公立210人 法人540人 計750人</td> <td>公立210人 法人540人 計750人</td> <td>公立210人 法人540人 計750人</td> <td>公立210人 法人540人 計750人</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	公立210人 法人330人 計540人	公立210人 法人540人 計750人
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年						
公立210人 法人330人 計540人	公立210人 法人540人 計750人	公立210人 法人540人 計750人	公立210人 法人540人 計750人	公立210人 法人540人 計750人						
延長保育事業	地域ニーズに配慮しながら、事業を検討していく。	こども未来課	検討							
一時預かり事業 特定保育事業	保護者の就労形態等により保育が継続的に困難となる児童の保育、保護者の疾病・入院等により緊急一時的に保育を必要とする児童の保育、保護者のリフレッシュのための支援を村内5保育所にて実施しており、今後も補助を継続する。	こども未来課	継続							
認可外保育施設への補助	認可外保育施設も、読谷村の保育サービスにおいて重要な役割を果たしており、今後も補助を継続する。補助は、米やミルクの現物支給、職員の内科健診、児童の内科健診、教材費など。	こども未来課	継続							
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助費 16,000,000円</td> <td>補助費 16,000,000円</td> <td>補助費 16,000,000円</td> <td>補助費 16,000,000円</td> <td>補助費 16,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	補助費 16,000,000円	補助費 16,000,000円
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年						
補助費 16,000,000円	補助費 16,000,000円	補助費 16,000,000円	補助費 16,000,000円	補助費 16,000,000円						

第2部 各論（施策の展開）



-1 子育て支援サービスの充実・具体的施策 2

事業名	概要	担当・関連課	実施区分									
認可外保育施設への支援	認可外保育施設も、読谷村の保育サービスにおいて重要な役割を果たしていることから、読谷村総合福祉センターの施設利用など、補助を行っている。	社会福祉協議会	継続									
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童および幼稚園児を対象に、古堅南幼稚園の敷地内にプレハブを設置して実施。今後も地域ニーズ及び安全面に配慮しながら事業を継続充実する。	こども未来課	継続									
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員35人 補助費 4,200,000円</td> <td>定員35人 補助費 4,200,000円</td> <td>定員35人 補助費 4,200,000円</td> <td>定員35人 補助費 4,200,000円</td> <td>定員35人 補助費 4,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年								
定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円	定員35人 補助費 4,200,000円								
児童手当	子育て世帯の経済的負担軽減のため、小学校6年生以下の子どもがいる世帯への児童手当を今後も継続して支給する。 H22年6月頃こども手当への変更予定あり。	こども未来課	継続									
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶助費 462,159,000円</td> <td>扶助費 462,159,000円</td> <td>扶助費 462,159,000円</td> <td>扶助費 462,159,000円</td> <td>扶助費 462,159,000円</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年								
扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円	扶助費 462,159,000円								
幼稚園における保育機能の強化	幼稚園における保育機能の強化。	学校教育課	継続									
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。</td> <td>預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。</td> <td>預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。</td> <td>預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。</td> <td>預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年								
預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。	預かり保育は村内5幼稚園（定員25名）で実施。								

2. 地域ネットワークによる子育て支援の充実

子育て世帯が楽しく子育てできるように、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを目指します。そのためには、地域ネットワークを強化することが重要です。



-2 地域ネットワークによる子育て支援の充実・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分			
地域子育て支援センター事業	読谷村子育て支援センターにて、現在乳幼児（0歳児から就学前）を育てている保護者が、より楽しく子育てができるよう、情報の交換や相談等を行うとともに、親子一緒に自由に遊べる場所を無料で提供している。今後は、事業の充実を検討する。	こども未来課	継続			
	【目標事業量】					
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
		1箇所増	継続	継続	継続	継続
育児学級	親同士が、育児についての情報交換と仲間づくりをし、親子で楽しく遊ぶことをめざした集いの場としている。生涯学習課、子育て支援センターとの共催である。平成15年度は8回開催、参加人数226人であったが、今後も継続充実を図る。	健康環境課 こども未来課 生涯学習課	継続			
保育まつり	村内の保育所が、地域の人との交流を目的に毎年開催している。今後も地域ぐるみの子育て支援に関する意識の向上を図るため、事業の拡大・充実を検討する。	こども未来課	継続			
3世代交流の促進	近年、核家族化の進行により、世代間交流が希薄になりつつある。今後も「ゆいまーる共生事業」の活用を視野に入れながら、祖父母と親、孫の3世代交流を図る。	福祉課 健康環境課	継続			
保育所地域活動の充実	老人福祉施設訪問等の世代間交流や小中高の「おにいちゃん・おねえちゃん」との交流、郷土文化伝承活動等、保育所の地域活動の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援意識を醸成する。	こども未来課	継続			



-2 地域ネットワークによる子育て支援の充実・具体的施策 2

事業名	概要	担当・関連課	実施区分										
家庭教育支援事業	子育て応援セミナー(12時間)等により、地域の育児サポーターを養成するだけでなく、保護者の育児不安の解消・スキルの向上を図る。	生涯学習課	継続										
保護者交流促進事業	「地域子育て支援センター」だけでなく、「子育てサロン」「母親クラブ」「つどいの広場」など、保護者同士や子育て中の親子が集い、助け合える場所を提供する。	こども未来課	継続										
【新】ファミリー・サポート・センターの設置	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人から成る会員制組織の体制づくりを進める。	こども未来課 学校教育課 生涯学習課 福祉課	新規										
【目標事業量】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1箇所設置</td> </tr> </tbody> </table>				H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	-	-	-	-	1箇所設置
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年									
-	-	-	-	1箇所設置									
【追】発達支援連携会議	発達障害者支援法に基づき、発達障害者(児)の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことを目的に、関係部局の相互の緊密な連携のために発達支援に関する連携会議を設置運営し、支援に必要な事項を決め、実践及び評価を行う。	こども未来課 福祉課 診療所 学校教育課 生涯学習課 商工観光課	継続										



## 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

### 1. 健康の確保と増進

病気にならないための健康づくりと予防及び早期発見に努めます。最近では、育児不安等の悩みを抱える保護者も増えていることから、心理相談機能の充実を図ります。



#### - 1 健康の確保と増進・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分			
親子（母子）健康手帳の交付	健康に関する情報を記録することは、健康を守る第一歩であり、今後とも親子（母子）健康手帳の配布と活用を継続する。平成21年度より、親子健康手帳へと変更になり、内容が充実した。	こども未来課	継続			
	【目標事業量】					
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
		手帳交付 450件	手帳交付 450件	手帳交付 450件	手帳交付 450件	手帳交付 450件
妊婦健康診査および妊婦B型肝炎検査	平成21年度・平成22年度の2年間において、妊婦健診が5回公費負担から14回公費負担へ内容もさらに拡充。また、B型肝炎母子感染を防止するために、公費でHBs抗原検査を実施。	こども未来課	継続			
	【目標事業量】					
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
年間出生予定数 6300 (450人×14回) 公費負担回数 14回		公費負担回数については、検討課題（未定）				



- 1 健康の確保と増進・具体的施策 2

事業名	概要	担当・関連課	実施区分							
両親学級	夫婦で参加し、妊娠、出産、育児についての知識を得て、安心して妊娠・出産・子育てができることを目指す。経産婦でも参加可能。平成18年度までは1クール4回を年に4回実施。平成19年度からは内容の充実を図るため、1クール5回を年に3回実施。	こども未来課 健康環境課	継続							
	【目標事業量】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数（延べ）200人</td> <td>参加人数（延べ）200人</td> <td>参加人数（延べ）200人</td> <td>参加人数（延べ）200人</td> <td>参加人数（延べ）200人</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	参加人数（延べ）200人	参加人数（延べ）200人
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年						
参加人数（延べ）200人	参加人数（延べ）200人	参加人数（延べ）200人	参加人数（延べ）200人	参加人数（延べ）200人						
定例健康相談	毎週月曜日～金曜日の午前中に、保健師などによる健康相談を実施。また、親子（母子）健康手帳交付の際に、保健師による全数面接、保健指導を実施（身体測定や血圧測定、妊娠中や産後の健康に関する相談など）。なかでも妊娠早期からの妊婦に対する保健指導を強化し、ハイリスク妊婦、ハイリスク児出生を予防する。関係者で連携を取り、保健指導を強化し、ハイリスク妊婦を早期に把握、支援する。また、定期的な支援ではなく、情報整理、情報交換することで、継続的に支援していく。	こども未来課 健康環境課	継続							
妊産婦訪問指導	妊娠中または産後に体調不良、不安を抱える妊婦・母親に対し、保健師が家庭訪問をして保健指導をする。	こども未来課	継続							
乳幼児訪問指導	発育・発達・育児に関すること、不安や気になることに対し、保健師が家庭訪問をして相談を受ける。	こども未来課	継続充実							



- 1 健康の確保と増進・具体的施策 3

事業名	概要	担当・関連課	実施区分																								
乳幼児健診事業 （乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・2歳児健康ひろば）	心身の発育・発達、栄養状況、歯の疾病、行動言語の発達等、運動機能、視力、聴力等の障害、育児上問題となる事項等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じると同時に、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等専門職より、基本的な生活習慣の確立に向けた指導等、健全な発達のための知識を得る場としている。 平成21年度より、2歳児健康ひろばを新規実施。	こども未来課 健康環境課	継続																								
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">乳児健診</td> <td colspan="3">6回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1歳6か月児健診</td> <td colspan="3">12回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3歳児健診</td> <td colspan="3">12回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2歳児健康ひろば</td> <td colspan="3">12回</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	乳児健診		6回			1歳6か月児健診		12回			3歳児健診		12回			2歳児健康ひろば		12回	
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年																							
乳児健診		6回																									
1歳6か月児健診		12回																									
3歳児健診		12回																									
2歳児健康ひろば		12回																									
子ども健康相談	乳幼児健診において、継続的な観察が必要な乳幼児を持つ親に対して、保健師、栄養士による健康相談を行い、適切な支援をする。	こども未来課 健康環境課	継続																								
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月1回 年12回実施</td> <td>毎月1回 年12回実施</td> <td>毎月1回 年12回実施</td> <td>毎月1回 年12回実施</td> <td>毎月1回 年12回実施</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施														
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年																							
毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施																							
子ども心理発達相談	乳幼児の健康や発育に関する不安、その他様々な育児不安を抱える親に対して、保健師・心理相談員による心理発達相談を実施する。	こども未来課	継続																								
出生届時健康相談	出生届申請時に、ベビーカードの記入をすることにより、産後間もない産婦・新生児健康状況の把握に努める。母子保健事業の紹介・育児サービスの情報提供・健康相談を実施し、早期支援に努める。	こども未来課	継続																								
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">出生に対して全数実施</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	出生に対して全数実施																		
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年																							
出生に対して全数実施																											





- 1 健康の確保と増進・具体的施策 4

事業名	概要	担当・関連課	実施区分								
新生児・産婦訪問 指導	母親と新生児の健康状態を把握し、適切な時期に乳房の手当や育児についての助言を行い、育児不安の解消につなげる。	こども未来課	継続								
	【目標事業量】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産婦120 平成20年度 実績で勘案</td> <td>産婦120</td> <td>産婦120</td> <td>産婦120</td> <td>産婦120</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	産婦120 平成20年度 実績で勘案	産婦120	産婦120
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年							
産婦120 平成20年度 実績で勘案	産婦120	産婦120	産婦120	産婦120							
歯科検診、歯科保健の充実	平成17年度までは1歳児から5歳児を対象に、健康づくり村民のつどいで「歯科検診コーナー」を実施。平成17年度は276人が参加した。 乳児後期の健診で歯科保健指導、1才6ヶ月・3才児健診にて歯科検診・歯みがき指導・フッ素塗布を行っている。 平成21年度からは2才児健康ひろばを開始し、同様に歯科検診・歯みがき指導・フッ素塗布を行っている。また平成22年度からは4歳児を対象とした歯科検診を開始予定である。	こども未来課	継続								
	【目標事業量】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">                             4歳児歯科検診、フッ化物応用事業の実施                              乳幼児健診受診率 1才6ヶ月90%、2才児90%、3才90%                         </td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	4歳児歯科検診、フッ化物応用事業の実施 乳幼児健診受診率 1才6ヶ月90%、2才児90%、3才90%		
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年							
4歳児歯科検診、フッ化物応用事業の実施 乳幼児健診受診率 1才6ヶ月90%、2才児90%、3才90%											



- 1 健康の確保と増進・具体的施策 5

事業名	概要	担当・関連課	実施区分																																
予防接種事業	<p>集団予防接種（BCG・ポリオ・DT）と、個別予防接種（DPT・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日脳）を実施。しかし、日脳は厚生労働省通知により平成17年5月から積極的勧奨を差し控えている。</p> <p>麻しん風しんについては、平成18年4月よりこれまでの1回接種から2回接種に法改正された。平成20年度から平成24年度までの5年間に限り、中学1年生（3期）と高校3年生（4期）を対象に麻しん風しん混合ワクチン接種が定められている。</p>	こども未来課	継続																																
	<p>【目標事業量】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>ポリオ 1回目・2回目 (全て70%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て80%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DT</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>MR1~4期すべて</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>ポリオ1回目・2回目 (全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DT</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>MR1~2期すべて</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>ポリオ 1回目・2回目 (全て70%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て80%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DT</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>MR1~4期すべて</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>			接種率		BCG	95%	ポリオ 1回目・2回目 (全て70%)		DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て80%)		DT	85%	MR1~4期すべて	95%以上	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>ポリオ1回目・2回目 (全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DT</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>MR1~2期すべて</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>		接種率		BCG	95%	ポリオ1回目・2回目 (全て		DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て		DT	85%
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年																															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>ポリオ 1回目・2回目 (全て70%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て80%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DT</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>MR1~4期すべて</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>			接種率		BCG	95%	ポリオ 1回目・2回目 (全て70%)		DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て80%)		DT	85%	MR1~4期すべて	95%以上	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>ポリオ1回目・2回目 (全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DT</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>MR1~2期すべて</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>		接種率		BCG	95%	ポリオ1回目・2回目 (全て		DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て		DT	85%	MR1~2期すべて	95%以上							
接種率																																			
BCG	95%																																		
ポリオ 1回目・2回目 (全て70%)																																			
DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て80%)																																			
DT	85%																																		
MR1~4期すべて	95%以上																																		
接種率																																			
BCG	95%																																		
ポリオ1回目・2回目 (全て																																			
DPT1回目・2回目・3回目・追加 (全て																																			
DT	85%																																		
MR1~2期すべて	95%以上																																		



- 1 健康の確保と増進・具体的施策 6

事業名	概要	担当・関連課	実施区分																
結核対策事業	0～5ヶ月の乳幼児対象のBCG予防接種を実施。 平成21年度より集団予防接種（年間4回）に加え、もれ者を対象に村内5ヶ所の医療機関でBCGの個別接種を開始し、接種機会の確保を図っている。 また、乳幼児の結核に関する相談を行っている。	こども未来課	継続																
	【目標事業量】																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上						
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年															
95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上															
母子保健推進員活動の充実	地域ぐるみの子育て支援体制を構築するため、地域に密着した母子保健推進員活動の充実を図る。平成22年度から母子保健推進員（定数）23名を（定数）25名へ増員。	こども未来課	継続																
	【目標事業量】																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr><td>定例会</td></tr> <tr><td>すこやか赤ちゃん訪問</td></tr> <tr><td>未受診・予防接種勸奨訪問</td></tr> <tr><td>乳幼児健診協力</td></tr> <tr><td>歯科健診協力</td></tr> <tr><td>集団予防接種協力</td></tr> <tr><td>うぶ声教室</td></tr> <tr><td>離乳食教室</td></tr> <tr><td>その他（自主活動）</td></tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	<table border="1"> <tr><td>定例会</td></tr> <tr><td>すこやか赤ちゃん訪問</td></tr> <tr><td>未受診・予防接種勸奨訪問</td></tr> <tr><td>乳幼児健診協力</td></tr> <tr><td>歯科健診協力</td></tr> <tr><td>集団予防接種協力</td></tr> <tr><td>うぶ声教室</td></tr> <tr><td>離乳食教室</td></tr> <tr><td>その他（自主活動）</td></tr> </table>					定例会	すこやか赤ちゃん訪問	未受診・予防接種勸奨訪問	乳幼児健診協力	歯科健診協力	集団予防接種協力
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年															
<table border="1"> <tr><td>定例会</td></tr> <tr><td>すこやか赤ちゃん訪問</td></tr> <tr><td>未受診・予防接種勸奨訪問</td></tr> <tr><td>乳幼児健診協力</td></tr> <tr><td>歯科健診協力</td></tr> <tr><td>集団予防接種協力</td></tr> <tr><td>うぶ声教室</td></tr> <tr><td>離乳食教室</td></tr> <tr><td>その他（自主活動）</td></tr> </table>					定例会	すこやか赤ちゃん訪問	未受診・予防接種勸奨訪問	乳幼児健診協力	歯科健診協力	集団予防接種協力	うぶ声教室	離乳食教室	その他（自主活動）						
定例会																			
すこやか赤ちゃん訪問																			
未受診・予防接種勸奨訪問																			
乳幼児健診協力																			
歯科健診協力																			
集団予防接種協力																			
うぶ声教室																			
離乳食教室																			
その他（自主活動）																			
妊娠・出産・育児関連図書の充実	村立図書館等における妊娠・出産、育児に関する図書の充実を図る。	こども未来課	継続																



-1 健康の確保と増進・具体的施策 7

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分							
【追】妊産婦健康相談	母子健康手帳（現：親子健康手帳）の交付時に、妊婦健康相談を実施している。また、随時、来所・電話相談を実施している。	こども未来課	継続							
	【目標事業量】									
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数 450</td> <td>相談者数 450</td> <td>相談者数 450</td> <td>相談者数 450</td> <td>相談者数 450</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	相談者数 450	相談者数 450
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年						
相談者数 450	相談者数 450	相談者数 450	相談者数 450	相談者数 450						
【追】親と子の遊びの教室（のびのびクラブ）	乳幼児健診等から把握した、発育・発達や育児不安等から継続的にフォローを必要とする親子に対して、集団的な関わりのできる遊びの教室に参加することで、子育てに関する不安や疑問の解決方法を保護者と一緒に検討し、より丁寧な子育てを実践できるよう支援し、結果として、児の心身の健全な発育・発達を促す。平成20年度より実施。	こども未来課	継続							
【新】病児・病後児保育	児童が病中又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合、医療機関等に付設された専用スペース等における看護ケアの実施を検討する。	こども未来課	新規							

## 2. 食育の充実

病気にならないための健康な身体づくりにおいては、食習慣が重要なポイントであることから、家庭や地域における食育の充実を図ります。



## -2 食育の充実・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分							
離乳食教室	<p>生後5ヶ月の赤ちゃんとお母さんを対象に、離乳食についての目的や具体的な方法を指導するとともに、同月生まれの乳児をもつ母親達の交流の場としている。</p> <p>離乳食実習は、生後5カ月の児と母親を対象に年間12回実施していたが、受講率の低迷・他課でも事業として離乳食実習が行われていることから平成18年度に廃止となった。しかし、児を持つ母親や母子保健推進員、栄養士等の要望により、平成20年度より対象を3～6カ月の児と母親とし、乳児健診後に2回開催。平成21年度より年間6回実施している。</p>	こども未来課 健康環境課	継続							
	<p>【目標事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6回実施</td> <td>6回実施</td> <td>6回実施</td> <td>6回実施</td> <td>6回実施</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	6回実施	6回実施
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年						
6回実施	6回実施	6回実施	6回実施	6回実施						
栄養学習の充実	<p>両親学級や育児学級での調理実習の充実を図り、食育を推進する。</p> <p>両親学級では1クール5回のうち2回目に栄養士による学習「妊娠中の1日の食事量、妊娠各期において必要な食事量」と、栄養士による調理の実演と試食を行っている。</p>	こども未来課 健康環境課	継続							



-2 食育の充実・具体的施策 2

事業名	概要	担当・関連課	実施区分									
学校における食育の推進	知識の普及だけでなく、実習や体験的な活動も含め、学校における食育を推進する。	学校教育課 読谷給食調理場、渡慶次調理場、古堅調理場、農業推進課	継続									
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">                     食育に関する継続的取り組み                      栄養教諭、学級担任による授業                      親子給食会                      農業体験                      学校給食における地産地消の促進                      食育啓発チラシの配布                 </td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	食育に関する継続的取り組み 栄養教諭、学級担任による授業 親子給食会 農業体験 学校給食における地産地消の促進 食育啓発チラシの配布			
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年								
食育に関する継続的取り組み 栄養教諭、学級担任による授業 親子給食会 農業体験 学校給食における地産地消の促進 食育啓発チラシの配布												
親子料理教室の充実（食生活改善推進事業）	生活習慣病予防を目的とした食生活改善と親へ栄養の知識を普及する。特に、習慣化による過剰摂取が問題になる糖分と脂質の栄養学習と摂り方、子ども（小学高学年以上）へ食の選択力をつけることを目指す。伝統料理や農漁業体験などと関連づけながら、親子で楽しく参加できる料理教室を充実することにより食育を推進する。	健康環境課	継続									
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回開催</td> <td>3回開催</td> <td>3回開催</td> <td>3回開催</td> <td>3回開催</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	3回開催	3回開催	3回開催	3回開催
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年								
3回開催	3回開催	3回開催	3回開催	3回開催								
【新】読谷村食育推進計画の推進	平成20年8月に食育を推進すべく「読谷村食育推進会議条例」を制定した。条例のもとで、家庭や学校・保育所等、地域の食、社会や地球環境への影響も配慮しながら、これまでの食生活改善、栄養評価バランスだけでなく、運動・休養、教育、産業、経済、文化など社会のなかで果たす役割を確認し、年次的に村民運動として食育を推進する。	健康環境課 こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課 商工観光課	新規									

3. 医療環境の充実

病気やケガに備えることは、住民の生命と健康を守る基本となります。国や県と連携し、医療環境の充実を図ります。



- 3 医療環境の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分										
助産施設入所事業	医療上、必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院分娩ができない場合に、その世帯の所得に応じて、入院分娩に要する費用の一部を公費で負担。	こども未来課	継続										
こども医療費助成事業	病気の早期発見及び治療を行うことにより、重症化を防ぎ、こどもの健康増進と保護者の経済的な負担軽減を図るため、こどもの保険診療による医療費の自己負担額を助成する。	こども未来課	継続充実										
【目標事業量】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">通院は、3歳児まで。但し、3歳児は1医療機関あたり、月額1,000円自己負担あり。入院は、中学就学前まで。</td> </tr> </tbody> </table>				H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	通院は、3歳児まで。但し、3歳児は1医療機関あたり、月額1,000円自己負担あり。入院は、中学就学前まで。				
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年									
通院は、3歳児まで。但し、3歳児は1医療機関あたり、月額1,000円自己負担あり。入院は、中学就学前まで。													
かかりつけ医の普及促進	中部福祉保健所及び県と連携し、かかりつけ医の普及促進に努める。	健康環境課	継続										
小児救急体制の充実	県及び関係機関と連携し小児救急体制の充実に努める。また、小児の事故防止について、講習の実施などにより知識の普及に努める。小児用 AED の設置に努める。	こども未来課 生涯学習課 学校教育課	継続										



## 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実

### 1. 次代の親の育成

核家族化の進行等の影響から、親になるまで、乳幼児や小さな子どもに接したことがない人が増えています。長期的視点から、次代の親の育成に取り組みます。



#### -1 次代の親の育成・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分		
保育体験学習	中学2年生において、職場体験学習を通して、5日間の保育所での保育体験学習を実施している。	学校教育課	継続		
思春期教育の充実	平成17年度までは思春期ふれあい体験学習として思春期にあたる小学生、中学生が乳児相談、離乳食実習の場で触れ合う機会を設けた。中学校2校の各1クラスと2子ども会で各1回ずつの開催。 平成18年度からは、性の問題だけでなく、生活習慣病の予防を視野に入れた思春期教育を実施。 思春期の心と体に関する教育を充実するとともに、喫煙・飲酒・薬物等についての知識の普及を図る。また、高校生に対する性教育の充実を図る。	こども未来課 学校教育課 健康環境課	継続		
【目標事業量】					
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
	・嘉手納署による飲酒・薬物の害と携帯による事件の講話 ・思春期講演会 ・保健体育事業実施（飲酒の害、薬物乱用防止、女性の身体）	継続	継続	継続	継続





-1 次代の親の育成・具体的施策 2

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分				
異世代間交流の促進	保育所や幼稚園の子ども達と小学校、中学校、高校の児童生徒との交流の機会を増やす。子どもたちの居場所作り、地域の大人や地域の人との関わりを通して、地域の自然や歴史・文化などを学ぶ機会を作る。	生涯学習課 学校教育課	継続				
			【目標事業量】				
			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
1箇所増 6 箇所（全校区 カバー）	継続	継続	継続	継続			

## 2. 人と自然と触れ合う地域活動の充実

子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げるよう、人と自然との触れ合いや地域における様々な活動・体験の充実を図ります。



### -2 人と自然と触れ合う地域活動の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
職場体験事業の充実	職場体験事業を通して、生徒が直接働く人と接したり、実際の知識や技術・技能に触れることで、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、望ましい職業観、勤労観を身につけさせるとともに、自己の個性や適性を理解することを目的とする。	学校教育課	継続
総合的な学習の充実	総合的な学習を充実し、地域の人や自然などに触れ合い学習する機会を増やす。	学校教育課	継続
地域交流事業	県内外の他の地域との交流を推進することにより、気候や文化、生活習慣の異なる地域生活を体験することにより、健やかな成長を支える。	生涯学習課	継続
地域体験事業の充実	地域の子ども達が読谷村の自然、文化、農漁業、伝統工芸を体験する機会を充実させる。また、地域の子ども会との連携を図りながら、野外活動等を通し健全な育成を目指す。	生涯学習課 商工観光課	継続充実
スポーツ・文化活動の促進	スポーツや文化活動の普及・充実に努め、子ども達の健全育成を図る。親子水泳教室（夏休み期間中）、読谷村小学校駅伝大会、タグラグビースクールなど。ミニバスケットボール大会、中学校ソフトボール大会など。	生涯学習課	継続
子ども会活動の充実	子ども会への加入を促進することによって、心身の健やかな成長を図る。また、子ども会のリーダー養成を図るとともに、加入率の増加を促し、地域の未来を担う子どもたちの育成に資する。	生涯学習課	継続
【追】読谷村海外移住者子弟研修生受け入れ事業	南米各国及びその他の国々から海外移住者子弟の研修生を受け入れ、技術等の習得及び住民との交流を通して、社会の発展に寄与する人材を育成する。	企画財政課	継続

### 3．心の教育の充実



不登校など心の問題への対策も重要な課題です。

#### - 3 心の教育の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
朝のあいさつ運動	あいさつを普及促進し、子ども達の健全育成に努める。	学校教育課 生涯学習課	継続
心の教室相談機能の充実	学校及び行政における心の相談機能を充実させるとともに、そのネットワーク化を図る。こども未来課家庭児童相談員、福祉課相談員と学校との連携。	こども未来課 福祉課 学校教育課	継続

### 4．教育環境及び内容の充実

子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げるよう、教育環境とその内容の充実を図ります。



#### - 4 教育環境及び内容の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
図書機能の充実	村立図書館及び学校等の図書室の充実を図るとともに、公民館などの公的施設における図書の充実を図る。	生涯学習課 学校教育課	継続
I T 教育環境の充実	学校等におけるパソコンやインターネットの環境整備に努める。	学校教育課	継続
P T A 活動の充実	学校教育や学力の向上、家庭教育力の向上、生きる力を育むために、地域体験を通してP T A 活動の充実を推進する。各種関係機関との連携を図る。 P T A 活動の充実を図るとともに、自治会や子ども会など地域組織との連携を強化する。	生涯学習課 学校教育課	継続
地域人材の育成と活用	スポーツや伝統芸能など、地域人材を育成し学校教育や地域活動、子育て支援を進める。 人材バンクをはじめ、空手やスポーツ、伝統芸能、教育、地域の自然と歴史、方言、文化など様々な分野における地域人材の活用を図る。	生涯学習課 学校教育課 こども未来課 健康環境課 社会福祉協議会	継続



- 4 教育環境及び内容の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分										
幼稚園及び学校教育の充実	子ども達の教育の中心である幼稚園教育及び学校教育の充実に努める。	学校教育課	継続										
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。</td> <td>・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。</td> <td>・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。</td> <td>・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。</td> <td>・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。</td> </tr> </tbody> </table>				H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年									
幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。	・幼小合同での保育、授業づくり（合同の研究会など）を実施。  ・幼小の円滑な接続を図るための幼児期におけるカリキュラムの検討。									
校舎の改築	子ども達の安全で快適な教育環境を確保するために、必要に応じて校舎の改築を行う。	教育総務課	継続										
校区の見直し	地域の実情に配慮し、適正な校区の見直しを行う。	学校教育課	未定										



## 安心・安全で豊かな生活環境の整備

### 1. 豊かな生活環境の整備

豊かな生活環境は、子ども達がのびのびと育つために必要な条件です。読谷村の特色である豊かな自然環境の保全に努めるとともに、気軽に利用できる安全な公園や緑地の整備を進めます。



#### -1 豊かな生活環境の整備・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
豊かな自然環境の保全	読谷村の豊かな自然環境は、子ども達の健全育成にとって最も重要な財産であり、今後ともその保全に努める。	都市計画課	継続
村営住宅の充実	村の住宅環境向上に資するため、今後とも村営住宅の充実に努める。	都市計画課	継続
公園・緑地等の整備・充実	緑あふれる生活環境と子ども達が安心して遊べる場所の確保のため、緑の基本計画等に基づき、公園及び緑地の整備・充実に努める。	都市計画課	継続
遊具の安全管理	子ども達の安全を確保するため、適正な遊具の安全管理に努める。	こども未来課 都市計画課 農業推進課	継続
保育園の園庭開放	子ども達が安心して集い遊べる場所として、公立3保育所及び認可保育園の園庭を開放する。	こども未来課	継続
バリアフリー化の促進	障がい者だけでなく、子どもやお年寄りなどすべての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、バリアフリー化を促進する。	都市計画課 こども未来課 福祉課	継続充実

## 2. 交通安全対策の充実

子ども達を事故から守り、安心・安全な環境の確保に努めます。



### -2 交通安全対策の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
道路環境の整備	子ども達の安全確保のため、歩道やガードレールなど道路環境の整備を推進する。	土木建設課	継続
交通安全指導の充実	子ども達を交通事故から守るため、警察と連携し、交通安全指導の充実を図る。	総務課	継続
登下校時の交通安全確保	地域や PTA、老人会と連携し、登下校時の交通安全確保に努める。	総務課	継続
チャイルドシートの普及促進	チャイルドシートの普及に努める。	総務課 こども未来課	継続

## 3. 防犯体制の充実

子ども達を犯罪や事件から守り、安心・安全な環境の確保に努めます。



### -3 防犯体制の充実・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
「こども 110 番の家」の普及促進	子ども達を犯罪から守る「子ども 110 番の家」の普及を図るとともに、子ども達への周知を徹底する。	総務課 生涯学習課	継続
防犯指導の充実	防犯指導を充実し、意識啓発に努める。	総務課	継続
防犯対策	防犯対策を促進し、犯罪から地域を守る。	総務課	継続



- 3 防犯体制の充実・具体的施策 2

事業名	概要	担当・関連課	実施区分															
校区安全マップ	<p>校区安全マップを作成・配布し、情報の提供と意識啓発に努める。</p> <p>1. 家庭訪問で全世帯に「校区安全マップ」を配布</p> <p>2. 全児童を対象にした「不審者対応避難訓練」を実施し、被害防止のための冷静な状況判断と敏速な行動等について学ぶ</p> <p>3. 下校時の安全確保のために、各自治会ごとに防犯ボランティアを配置し、事件・事故・犯罪の未然防止に努める。</p> <p>4. 日曜授業参観後の親子下校で、通学路のチェックを実施。</p>	学校教育課	継続															
防犯パトロール及び深夜徘徊の防止指導	防犯パトロールの充実や青少年の深夜徘徊を防止し、安全・安心のまちづくりに努める。	生涯学習課 総務課 学校教育課	継続															
街灯の設置推進	<p>犯罪から地域と子ども達を守るため、街灯の設置を推進する。</p> <p>【目標事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村管理防犯灯：1860灯</td> <td>村管理防犯灯：1870灯</td> <td>村管理防犯灯：1880灯</td> <td>村管理防犯灯：1890灯</td> <td>村管理防犯灯：1900灯</td> </tr> <tr> <td>地域管理防犯灯：1188灯</td> <td>地域管理防犯灯：1188灯</td> <td>地域管理防犯灯：1188灯</td> <td>地域管理防犯灯：1188灯</td> <td>地域管理防犯灯：1188灯</td> </tr> </tbody> </table>	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	村管理防犯灯：1860灯	村管理防犯灯：1870灯	村管理防犯灯：1880灯	村管理防犯灯：1890灯	村管理防犯灯：1900灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	総務課	継続
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年														
村管理防犯灯：1860灯	村管理防犯灯：1870灯	村管理防犯灯：1880灯	村管理防犯灯：1890灯	村管理防犯灯：1900灯														
地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯	地域管理防犯灯：1188灯														
一戸一灯運動	犯罪から地域と子ども達を守るため、「一戸一灯運動」を推進する。	総務課	実施															
登下校時子ども見守り運動	地域全体で児童生徒の登校・下校時の安全指導に努め、地域の子も達は地域で守り育む意識を高める。	学校教育課 生涯学習課	継続															



## 職業生活と家庭生活の両立の推進

### 1. 家族における子育て支援の促進

お母さん一人に子育てや家事を任せるのではなく、お父さんをはじめとして、家族みんなの子育て参加・支援を促進します。



#### -1 家族における子育て支援の促進・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分		
両親学級	夫婦で参加し、妊娠、出産、育児についての知識を得て、安心して妊娠・出産・子育てができることを目指す。経産婦でも参加可能。平成18年度までは1クール4回を年に4回実施。平成19年度からは内容の充実を図るため、1クール5回を年に3回実施。	こども未来課 健康環境課	継続 (再掲)		
	【目標事業量】				
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
	参加人数(延べ)200人	参加人数(延べ)200人	参加人数(延べ)200人	参加人数(延べ)200人	参加人数(延べ)200人



## 2. 子育てを支援する職場づくりの促進

職業生活と家庭生活との両立においては、職場の理解と協力が必要不可欠であり、子育てを支援する職場づくりを促進します。



### -2 子育てを支援する職場づくりの促進・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
ノー残業デー運動の普及促進	役場をはじめとして、職場におけるノー残業デー（毎月第2・4水曜日）運動を普及促進する。ノー残業デーの実施により、職員の心身のリフレッシュの時間を確保し、健康づくりに取り組むきっかけとする。	総務課	継続
村内における雇用の場の確保	村内における雇用の場を確保することにより、職住近接を促進し、子育てと仕事が両立しやすい環境を実現する。	商工観光課	継続
事業所における子育て支援計画の策定	読谷村役場における子育て支援計画を策定した（平成20年）。従業員300人以上の大規模事業所における子育て支援計画の策定を促進する。さらに、従業員300人未満の事業所においても子育て支援計画づくりに前向きに取り組むよう促す。	商工観光課 こども未来課	継続
事業所への意識啓発	読谷村内の事業所に対し、企業の子育て支援とその社会的役割などについての意識啓発を行う。	総務課 商工観光課	継続
県との連携によるファミリーフレンドリー企業の普及促進	村外で働く人も多いため、県と連携し、沖縄県全体でファミリーフレンドリー企業の普及を促進する。	こども未来課 商工観光課	継続

### 3. 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

男女が協同して子育てををしたり家事を分担したりすることなどができる男女共同参画社会の実現を目指します。



#### - 3 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分									
あやとりプラン 21の推進	男女共同参画社会の実現においては、仕事と子育ての両立が重要なテーマであるため、本村の男女共同参画社会行動計画である「あやとりプラン 21」を推進する。	総務課 企画財政課	継続									
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、</td> <td>女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、</td> <td>女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、</td> <td>女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、</td> <td>女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、</td> </tr> </tbody> </table>			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年								
女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、	女性会議、パネル展、女性のあゆみ展、講演会開催、								



## 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

### 1. ひとり親世帯への支援の充実

ひとり親世帯では、保護者に大きな負担がかかっているため、特に配慮する必要があります。それぞれの世帯に合わせたきめ細かな対応に努めます。



#### -1 ひとり親世帯への支援の充実・具体的施策 1

事業名	概要	担当・関連課	実施区分			
児童扶養手当	主に母子家庭の18歳未満の児童を対象に、その児童を扶養している人に支給する。（平成22年8月からは父子家庭も対象予定）	こども未来課	継続			
母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭及び養育者家庭に対し、各医療保険診療に係る自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	こども未来課	継続			
【目標事業量】						
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
		補助額 (13,000,000円)	補助額 (13,000,000円)	補助額 (13,000,000円)	補助額 (13,000,000円)	補助額 (13,000,000円)
ひとり親世帯の保育所入所への配慮	ひとり親世帯の子ども達の保育充実と親の育児負担の軽減のため、保育所への優先入所を継続する。	こども未来課	継続			
読谷村母子寡婦福祉連絡協議会の充実	ひとり親世帯への支援活動を推進するため、読谷村母子寡婦福祉連絡協議会の充実を図る。そのためには活動場所の確保、人材育成、NPO化の検討が必要である。	こども未来課	継続			
【追】夏休み学童クラブ事業	母子・父子家庭の小学校低学年児童及び幼稚園児で夏季休暇期間中に保護者が勤労等により、日中家庭に居ない児童を対象に実施する。異年齢との交流や集団生活を体験することで、児童の健全育成を図ることを目指す。（H20年より実施）	社会福祉協議会	継続			

## 2. 障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実

障がいをもつ子どもがいる世帯では、一人一人の子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。それぞれ世帯に合わせたきめ細かい対応に努めます。



### -2 障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分																													
障害児保育事業	心身に障がいもち、保育に欠け、集団保育が可能な児童を対象に、村立3保育所及び認可保育園における保育を今後も継続する。	こども未来課	継続																													
経済的支援	障がいをもつ子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するため、「障害児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」を継続する。	福祉課 こども未来課	継続																													
用具等給付事業	障がいをもつ子ども達の日常生活を支援するため、「補装具給付事業」及び「日常生活用具給付事業」を継続する。	福祉課	継続																													
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">H22年</th> <th colspan="2">H23年</th> <th colspan="2">H24年</th> <th colspan="2">H25年</th> <th colspan="2">H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補装</td> <td>25件</td> <td>補装</td> <td>25件</td> <td>補装</td> <td>25件</td> <td>補装</td> <td>25件</td> <td>補装</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>日常</td> <td>45件</td> <td>日常</td> <td>45件</td> <td>日常</td> <td>45件</td> <td>日常</td> <td>45件</td> <td>日常</td> <td>45件</td> </tr> </tbody> </table>	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年		補装	25件	補装	25件	補装	25件	補装	25件	補装	25件	日常	45件	日常	45件	日常	45件	日常	45件	日常	45件	
H22年		H23年		H24年		H25年		H26年																								
補装	25件	補装	25件	補装	25件	補装	25件	補装	25件																							
日常	45件	日常	45件	日常	45件	日常	45件	日常	45件																							
フレンドリー事業	不登校・ひきこもりの児童生徒等、その保護者の交流の場を提供する。	社会福祉協議会	継続																													
読谷村障害児者を守る父母の会の活動の充実	活動の充実を図るため、活動場所の確保、会員の親睦を図る。	福祉課	継続																													
【新】親子通園事業	ファミリー・サポート・センターを拠点とした、身体・知的・精神障害児及び発達障害児の親子通園事業等の展開を図る。	福祉課 こども未来課 学校教育課 生涯学習課	検討																													
【追】特別支援教育の充実	ノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化や多様化に伴い、幼児、児童、生徒の教育的ニーズを把握し、必要かつ適正にそれぞれに応じた教育を推進する。	こども未来課 健康環境課 学校教育課	継続																													

### 3. 児童虐待及び家庭内暴力の防止

児童虐待や家庭内暴力に関しては、一人の犠牲者も出さないという高い意識を持って対策に努める必要があります。



#### - 3 児童虐待及び家庭内暴力の防止・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分										
要保護児童対策地域協議会	子どもへの暴力や育児放棄を防ぐため、要保護児童対策地域協議会を設置し、地域全体での取り組みを推進する。	こども未来課	継続										
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども安心ネット、訪問事業の対応強化</td> <td>子ども安心ネット、訪問事業の対応強化</td> <td>子ども安心ネット、訪問事業の対応強化</td> <td>子ども安心ネット、訪問事業の対応強化</td> <td>子ども安心ネット、訪問事業の対応強化</td> </tr> </tbody> </table>				H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年									
子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化	子ども安心ネット、訪問事業の対応強化									
DVに関する啓発活動	子どもや母親への暴力をはじめとするDV（家庭内暴力）の防止と救済のため、意識啓発と情報提供を推進する。	企画財政課 こども未来課	継続										
	<b>【目標事業量】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応</td> <td>意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応</td> <td>意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応</td> <td>意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応</td> <td>意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応</td> </tr> </tbody> </table>				H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応
H22年	H23年	H24年	H25年	H26年									
意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応	意識啓発と情報提供の推進。講演会、パネル展、相談の対応									



## 計画の推進

### 1. 連携体制の強化

計画の推進にあたっては、全庁的な体制づくりに取り組むとともに、国や県、関連機関、周辺市町村との連携を密にします。



#### -1 連携体制の強化・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
国や県、関係機関との連携	事業所への働きかけなど、施策によっては、村内に収まらないものもあり、国や県、関連機関との連携をこれまで以上に強化する。	こども未来課	継続
周辺市町村との広域連携の充実	ファミリー・サポート・センターや病後児保育など、広域的な施策として位置づけられるものもあるため、周辺市町村との広域連携の充実を図る。	こども未来課	継続

### 2. 住民参加による計画の推進

地域ぐるみでの次世代育成支援に向け、住民・地域と行政の協働による計画の推進を図ります。



#### -2 住民参加による計画の推進・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
要保護児童対策地域協議会（再掲）	子どもへの暴力や育児放棄を防ぐため、要保護児童対策地域協議会を設置し、地域全体での取り組みを推進する。	こども未来課	継続
次世代育成支援対策地域協議会	地域ぐるみでの次世代育成支援の推進と本計画の進捗状況のチェック、様々な課題の検討などを行う組織として、次世代育成支援対策地域協議会を開催する。	こども未来課	継続
地域における活動の拠点の形成・充実	地域ぐるみでの次世代育成支援活動を推進するため、各地区ごとに拠点場所となる施設の確保に努める。具体的には、公民館等、既存施設の活用を検討する。	生涯学習課 都市計画課 こども未来課 農業推進課	継続



## -2 住民参加による計画の推進・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
ボランティア組織、NPOの育成支援	読谷村の次世代育成支援を支援する組織として、ボランティア組織やNPO組織を支援する。現在、「子育て支援サークルくるくる」が有償ボランティアとして活動している。	こども未来課	継続
自治会活動の活性化	地域ぐるみでの次世代育成支援活動を推進する中心組織として、子ども会及び自治会活動に関わる各種団体の活性化を促進する。	生涯学習課 総務課 福祉課 こども未来課	継続

## 3. 情報発信の充実

住民参加の促進と次世代育成支援施策の住民への周知徹底という意味から、情報発信の充実を図ります。



## -3 情報発信の充実・具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）の作成	転入世帯をはじめとする住民への情報提供やワンストップサービス実現のためのハンドブックとして、「読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）」を作成する。	こども未来課	実施
【新】ホームページを活用した情報提供	子育て支援サービスの情報を一元化し、村のホームページにて、情報提供に努める。	こども未来課	新規

## 4. 相談機能のネットワーク化

各相談窓口や相談員のもとには、重要な情報が集まります。プライバシーの保護には十分配慮しながら、これらの相談窓口や相談員のネットワークを構築し、地域住民の実態に即した計画の推進に努めます。



## 課別事業一覧

## 総務企画部

## 総務課

事業名	実施区分	他の関連課
( p 49 ) 交通安全指導の充実	継続	
( p 49 ) 登下校時の交通安全確保	継続	
( p 49 ) チャイルドシートの普及促進	継続	こども未来課
( p 49 ) 「こども 110 番の家」の普及促進	継続	生涯学習課
( p 49 ) 防犯指導の充実	継続	
( p 49 ) 防犯対策	継続	
( p 50 ) 防犯パトロール及び深夜徘徊の防止指導	継続	生涯学習課 学校教育課
( p 50 ) 街灯の設置推進	継続	
( p 50 ) 一戸一灯運動	実施	
( p 52 ) ノー残業デー運動の普及促進	継続	
( p 52 ) 事業所への意識啓発	継続	商工観光課
( p 53 ) あやとりプラン 21 の推進	継続	企画財政課
( p 58 ) 自治会活動の活性化	継続	生涯学習課 福祉課 こども未来課

## 企画財政課

事業名	実施区分	他の関連課
( p 45 ) 【新】 読谷村海外移住者子弟研修生受け入れ事業	継続	
( p 53 ) あやとりプラン 21 の推進	継続	総務課
( p 56 ) DVに関する啓発活動	継続	こども未来課

## 建設経済部

## 土木建設課

事業名	実施区分	他の関連課
( p 49 ) 道路環境の整備	継続	



## 都市計画課

事業名	実施区分	他の関連課
( p48 ) 豊かな自然環境の保全	継続	
( p48 ) 村営住宅の充実	継続	
( p48 ) 公園・緑地等の整備・充実	継続	
( p48 ) 遊具の安全管理	継続	こども未来課 農業推進課
( p48 ) バリアフリー化の促進	継続充実	こども未来課、福祉課
( p57 ) 地域における活動の拠点の形成・充実	継続	生涯学習課、こども未来課、農業推進課

## 商工観光課

事業名	実施区分	他の関連課
( p32 ) 【追】 発達支援連携会議	継続	こども未来課 福祉課 診療所 学校教育課 生涯学習課
( p41 ) 【新】 読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課 こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課
( p45 ) 地域体験事業の充実	継続充実	生涯学習課
( p52 ) 村内における雇用の場の確保	継続	
( p52 ) 事業所における子育て支援計画の策定	継続	こども未来課
( p52 ) 事業所への意識啓発	継続	総務課
( p52 ) 県との連携によるファミリーフレンドリー企業の普及促進	継続	こども未来課

## 生活福祉部

## 福祉課

事業名	実施区分	他の関連課
( p31 ) 3 世代交流の促進	継続	健康環境課
( p32 )【新】ファミリー・サポート・センターの設置	新規	こども未来課 学校教育課 生涯学習課
( p32 )【追】発達支援連携会議	継続	こども未来課 診療所 学校教育課 生涯学習課 商工観光課
( p41 )【新】読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課 こども未来課 学校教育課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課 商工観光課
( p46 ) 心の教室相談機能の充実	継続	こども未来課 学校教育課
( p48 ) バリアフリー化の促進	継続	都市計画課 こども未来課
( p55 ) 経済的支援	継続	こども未来課
( p55 ) 用具等給付事業	継続	
( p55 ) 読谷村障害児者を守る父母の会の活動の充実	継続	
( p55 )【新】親子通園事業	検討	こども未来課 学校教育課 生涯学習課
( p58 ) 自治会活動の活性化	継続	生涯学習課 総務課 こども未来課

## 健康環境課

事業名	実施区分	他の関連課
( p31 ) 育児学級	継続	こども未来課 生涯学習課
( p31 ) 3 世代交流の促進	継続	福祉課
( p34、51 ) 両親学級	継続	こども未来課
( p34 ) 定例健康相談	継続	こども未来課

第2部 各論（施策の展開）

健康環境課（前ページからの続き）

事業名	実施区分	他の関連課
（ p35 ）乳幼児健診事業（乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・2歳児健康ひるば）	継続	こども未来課
（ p35 ）子ども健康相談	継続	こども未来課
（ p40 ）離乳食教室	継続	こども未来課
（ p40 ）栄養学習の充実	継続	こども未来課
（ p41 ）親子料理教室の充実（食生活改善推進事業）	継続	
（ p41 ）【新】読谷村食育推進計画の推進	新規	こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課 商工観光課
（ p42 ）かかりつけ医の普及促進	継続	
（ p43 ）思春期教育の充実	継続	こども未来課 学校教育課
（ p46 ）地域人材の育成と活用	継続	生涯学習課、学校教育課、こども未来課社会福祉協議会
（ p55 ）【追】特別支援教育の充実	継続	こども未来課 学校教育課

## こども未来課

事業名	実施区分	他の関連課
( p29 ) 通常保育事業	継続	
( p29 ) 延長保育事業	検討	
( p29 ) 一時保育預かり事業、特定保育事業	継続	
( p29 ) 認可外保育施設への補助	継続	
( p30 ) 放課後児童健全育成事業	継続	
( p30 ) 児童手当	継続	
( p31 ) 地域子育て支援センター事業	継続	
( p31 ) 育児学級	継続	健康環境課 生涯学習課
( p31 ) 保育まつり	継続	
( p31 ) 保育所地域活動の充実	継続	
( p32 ) 保護者交流促進事業	継続	
( p32 ) 【新】ファミリー・サポート・センターの設置	新規	学校教育課、生涯学習課、福祉課
( p32 ) 【追】 発達支援連携会議	継続	福祉課、診療所、学校教育課、生涯学習課 商工観光課
( p33 ) 親子（母子）健康手帳の交付	継続	
( p33 ) 妊婦健康診査および妊婦B型肝炎検査	継続	
( p34、51 ) 両親学級	継続	
( p34 ) 定例健康相談	継続	健康環境課
( p34 ) 妊産婦訪問指導	継続充実	
( p34 ) 乳幼児訪問指導	継続充実	
( p35 ) 乳幼児健診事業（乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・2歳児健康ひろば）	継続	
( p35 ) 子ども健康相談	継続	
( p35 ) 子ども心理発達相談	継続	
( p35 ) 出生届時健康相談	継続	
( p36 ) 新生児・産婦訪問指導	継続	
( p36 ) 歯科検診、歯科保健の充実	継続	
( p37 ) 予防接種事業	継続	
( p38 ) 結核対策事業	継続	
( p38 ) 母子保健推進員活動の充実	継続	
( p38 ) 妊娠・出産・育児関連図書の実施	継続	
( p39 ) 【新】 妊産婦健康相談	継続	
( p39 ) 【新】 親と子の遊びの教室（のびのびクラブ）	継続	

第2部 各論（施策の展開）

こども未来課（前ページからの続き）

事業名	実施区分	他の関連課
（ p 39 ）【新】病児・病後児保育	新規	
（ p 40 ）離乳食教室	継続	健康環境課
（ p 40 ）栄養実習の充実	継続	
（ p 41 ）【新】読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課 福祉課 学校教育課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課 商工観光課
（ p 42 ）こども医療費助成事業	継続充実	
（ p 42 ）小児救急体制の充実	継続	生涯学習課 学校教育課
（ p 43 ）思春期教育の充実	継続	学校教育課 健康環境課
（ p 46 ）心の教室相談機能の充実	継続	福祉課、学校教育課
（ p 46 ）地域人材の育成と活用	継続	生涯学習課、学校教育課、健康環境課、社会福祉協議会
（ p 48 ）遊具の安全管理	継続	都市計画課 農業推進課
（ p 48 ）保育園の園庭開放	継続	
（ p 48 ）バリアフリー化の促進	継続充実	都市計画課、福祉課
（ p 49 ）チャイルドシートの普及促進	継続	総務課
（ p 52 ）事業所における子育て支援計画の策定	継続	商工観光課
（ p 52 ）県との連携によるファミリーフレンドリー企業の普及促進	継続	商工観光課
（ p 54 ）児童扶養手当	継続	
（ p 54 ）母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業	継続	
（ p 54 ）ひとり親世帯の保育所入所への配慮	継続	
（ p 54 ）読谷村母子寡婦福祉連絡協議会の充実	継続	
（ p 55 ）障害児保育事業	継続	
（ p 55 ）経済的支援	継続	福祉課
（ p 55 ）【新】親子通園事業	検討	福祉課 学校教育課 生涯学習課
（ p 56 ・ 57 ）要保護児童対策地域協議会	継続	
（ p 56 ）DVに関する啓発活動	継続	企画財政課

## 第2部 各論（施策の展開）

### こども未来課（前ページからの続き）

事業名	実施区分	他の関連課
（p57）国や県、関係機関との連携	継続	
（p57）周辺市町村との広域連携の充実	継続	
（p57）次世代育成支援対策地域協議会	継続	
（p57）地域における活動の拠点の形成・充実	継続	生涯学習課 農業推進課 都市計画課
（p58）ボランティア組織、NPOの育成支援	継続	
（p58）自治会活動の活性化	継続	生涯学習課 総務課 福祉課
（p58）読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）の作成	実施	
（p58）【新】ホームページを活用した情報提供	継続	

### 教育委員会

#### 教育総務課

事業名	実施区分	他の関連課
（p47）校舎の改築	継続	

## 学校教育課

事業名	実施区分	他の関連課
( p 30 ) 幼稚園における保育機能の強化	継続	
( p 32 ) 【新】ファミリー・サポート・センターの設置	新規	こども未来課 生涯学習課 福祉課
( p 32 ) 【追】発達支援連携会議	継続	こども未来課、福祉課、 診療所、生涯学習課 商工観光課
( p 41 ) 学校における食育の推進	継続	健康環境課 こども未来課 福祉課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課 商工観光課
( p 41 ) 【新】読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課 こども未来課 福祉課 生涯学習課 給食調理場 農業推進課 商工観光課
( p 42 ) 小児救急体制の充実	継続	こども未来課 生涯学習課
( p 43 ) 保育体験学習	継続	
( p 43 ) 思春期教育の充実	継続	こども未来課、健康環 境課
( p 44 ) 異世代間交流の促進	継続	生涯学習課
( p 45 ) 職場体験事業の充実	継続	
( p 45 ) 総合的な学習の充実	継続	
( p 46 ) 朝のあいさつ運動	継続	生涯学習課
( p 46 ) 心の教室相談機能の充実	継続	こども未来課、福祉課、
( p 46 ) 図書機能の充実	継続	生涯学習課
( p 46 ) I T 教育環境の充実	継続	
( p 46 ) P T A 活動の充実	継続	生涯学習課
( p 46 ) 地域人材の育成と活用	継続	生涯学習課、こども未 来課、健康環境課、社 会福祉協議会
( p 47 ) 幼稚園及び学校教育の充実	継続	

## 第2部 各論（施策の展開）

### 学校教育課（前ページからの続き）

事業名	実施区分	他の関連課
（p47）校区の見直し	未定	
（p50）校区安全マップ	継続	
（p50）防犯パトロール及び深夜徘徊の防止指導	継続	生涯学習課、総務課、
（p50）登下校時子ども見守り運動	継続	生涯学習課
（p55）【新】親子通園事業	検討	福祉課 こども未来課  生涯学習課
（p55）【追】特別支援教育の充実	継続	こども未来課 健康環境課

### 生涯学習課

事業名	実施区分	他の関連課
（p31）育児学級	継続	健康環境課 こども未来課
（p32）家庭教育支援事業	継続	
（p32）【新】ファミリー・サポート・センターの設置	新規	こども未来課 学校教育課 福祉課
（p32）【追】発達支援連携会議	継続	こども未来課、福祉課、 診療所、学校教育課、商 工観光課
（p41）【新】読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課、こども未 来課、福祉課、学校教 育課、給食調理場、農 業推進課 商工観光課
（p42）小児救急体制の充実	継続	こども未来課 学校教育課
（p44）異世代間交流の促進	継続	学校教育課
（p45）地域体験事業の充実	継続充実	商工観光課
（p45）スポーツ・文化活動の促進	継続	
（p45）子ども会活動の充実	継続	
（p46）朝のあいさつ運動	継続	学校教育課
（p49）こども110番の家の普及促進	継続	総務課



## 第2部 各論（施策の展開）

### 生涯学習課（前ページからの続き）

事業名	実施区分	他の関連課
( p 55 )【新】親子通園事業	検討	福祉課 こども未来課 学校教育課
( p 57 ) 地域における活動の拠点の形成・充実	継続	こども未来課、農業推進課、都市計画課
( p 58 ) 自治会活動の活性化	継続	総務課、福祉課、こども未来課

### 農業推進課

事業名	実施区分	他の関連課
( p 41 ) 学校における食育の推進	継続	健康環境課、こども未来課、福祉課、学校教育課、生涯学習課、給食調理場、商工観光課
( p 41 )【新】読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課 こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課 給食調理場 商工観光課
( p 48 ) 遊具の安全管理	継続	こども未来課 都市計画課
( p 57 ) 地域における活動の拠点の形成・充実	継続	生涯学習課、都市計画課、こども未来課

### 社会福祉協議会

事業名	実施区分	他の関連課
( p 30 ) 認可外保育施設への支援	継続	
( p 46 ) 地域人材の育成と活用	継続	生涯学習課、学校教育課、こども未来課、健康環境課
( p 54 )【追】夏休み学童クラブ事業	継続	
( p 55 ) フレンドリー事業	継続	

診療所

事業名	実施区分	他の関連課
( p32 )【追】 発達支援連携会議	継続	こども未来課、福祉課、学校教育課、生涯学習課、商工観光課

給食調理場（読谷・渡慶次・古堅）

事業名	実施区分	他の関連課
( p41 ) 学校における食育の推進	継続	健康環境課、こども未来課、福祉課、学校教育課、生涯学習課、農業推進課、商工観光課
( p41 )【新】 読谷村食育推進計画の推進	新規	健康環境課 こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課 農業推進課 商工観光課

## 特定14事業の現況と目標

特定14事業とは、児童の健全な育成に資するものとして、村が実施に努めることとされている保育や子育て支援に関する事業です。本計画においては、計画期間5年間の目標事業量を定めることとされていることから、現状や村の財政状況などを勘案し設定を行います。

### 特定14事業の現況と目標

事業名	平成21年度 (実績)	平成26年度 (目標)
通常保育事業	3歳未満児 認可保育所(人)169 3歳以上児 認可保育所(人)163	3歳未満児 認可保育所(人)298 3歳以上児 認可保育所(人)282
特定保育事業	設置箇所 2箇所 受入可能人数 6人	設置箇所 2箇所 受入可能人数 6人
延長保育事業	-	-
夜間保育事業	-	-
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	-	-
休日保育事業	-	-
病児・病後児保育事業(施設型・派遣型)	-	設置箇所 1箇所 日数(日) 2.4
一時預かり(保育)事業	設置箇所 4箇所	設置箇所 5箇所
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	-	-
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人数(人) 35人 設置箇所 1箇所	人数(人) 70人 設置箇所 2箇所
放課後子ども教室	4箇所	6箇所
地域子育て拠点支援事業(つどいの広場事業、地域子育て支援センター)	ひろば型 1箇所 センター型 1箇所 計 2箇所	ひろば型 1箇所 センター型 2箇所 計 3箇所
ファミリー・サポート・センター事業	0箇所	1箇所設置

# 資料編

## 計画策定の経過

日 付	事 項
平成 20 年度	
平成 21 年 2 月～3 月	「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 対象：小学校以下の子どもがいる全世帯、児童、生徒、青年
平成 21 年 3 月 30 日	第 1 回 地域協議会
平成 21 年度	
平成 21 年 5 月	ニーズ調査結果等についてのヒアリング 県
平成 21 年 6 月	定量的目標数値(仮数値)の報告 県
平成 21 年 7 月	定量的目標数値(仮数値)についてのヒアリング 県
平成 21 年 8 月 6 日	第 1 回 地区調整会議 中部 県
平成 21 年 8 月 24 日	定量的目標数値(仮数値)の報告 県
平成 21 年 10 月 2 日	第 2 回 地域協議会
平成 21 年 10 月 26 日	課別ヒアリング (企画財政課、教育総務課、健康環境課、総務課)
平成 21 年 10 月 28 日	課別ヒアリング (都市計画課、土木建設課、商工観光課、福祉課、こども未来課)
平成 21 年 10 月 30 日	課別ヒアリング (生涯学習課、学校教育課、福祉課)
平成 21 年 11 月 6 日	課別ヒアリング(社会福祉協議会)
平成 21 年 11 月 16 日	第 2 回 地区別調整会議<県>
平成 21 年 12 月 25 日	第 1 回作業部会
平成 22 年度	
平成 22 年 1 月 22 日	第 2 回作業部会
平成 22 年 1 月 28 日	第 3 回 地域協議会
平成 22 年 3 月 17 日～ 3 月 25 日	パブリックコメントの実施 (読谷村役場、子育て支援センター、読谷村文化センター、つどいの広場)
平成 22 年 3 月 26 日	第 4 回 地域協議会
平成 22 年 3 月	村長へ具申

## 読谷村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 15 年 11 月 28 日

要綱第 8 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、少子化対策、次世代育成支援対策推進行動計画の策定に関する調査、研究および協議を行うため、読谷村次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織および運営に関する事項を定めるものとする。

### (任務)

第 2 条 協議会は、読谷村次世代育成支援対策推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、村長に具申するとともに「行動計画」の推進にあたる。

### (組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱または任命する。

- (1) 子育てに関する活動を行う地域活動団体職員
- (2) 保健、福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 地域住民代表
- (5) 事業所関係者
- (6) 読谷村役場職員
- (7) 全各号に定める者のほか、村長が定める者

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 委員は欠員が生じたときは、随時補充することができる。
- 3 前項より補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 5 条 協議会に委員長を置き、担当助役をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 会議は、委員長が収集し、議長となる。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 庶務はこども未来課において処理する

- 2 事務局に役場の関連職員並びに必要と認められる者でワーキングチームを置くことができる。
- 3 ワーキングチームは、適宜担当助役が選出する。
- 4 ワーキングチームは、資料収集及び調査研究を行い、基礎的資料を作成する。

(委員)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

## 読谷村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等
長 浜 宗 則	読谷村子ども会育成連絡協議会 会長
比 嘉 朝 克	読谷村PTA連合会 会長
知 花 秀 康	読谷村校務研究会長 古堅中学校 校長
芳 賀 幸 子	読谷村母子保健推進員
大 城 千 鶴子	読谷村民生委員主任児童委員
塩 川 信 子	地域代表
岩 下 英 明	沖縄残波岬口イヤルホテル支配人
比 嘉 忍	わかたけ保育園 園長
喜舎場 廣 明	ふれ愛保育園 園長
呉 屋 初 子	中部福祉保健所 総務福祉班 主幹
池 原 栄 順	読谷村副村長
仲宗根 盛 和	読谷村生活福祉部長
比 嘉 秀 侑	読谷村健康共生課長
岸 本 和 枝	読谷村南保育所 所長
又 吉 由樹子	読谷村役場こども未来課 保健師

委員長



## 読谷村次世代育成支援対策作業部会委員名簿

（敬称略）

氏 名	所 属 等
大 城 真 美	読谷村福祉課 地域福祉係長
福 地 美 枝 子	読谷村立北保育所長
古 謝 清 美	読谷村立子育て支援センター主任
又 吉 由 樹 子	読谷村こども未来課 保健師
西 銘 誓 子	読谷村健康環境課 主任主事
山 内 勝 美	読谷村学校教育課 学校教育係長
上 地 正 人	読谷村商工観光課 観光振興係長
宇 根 雄 司	読谷村総務課 人事福利係長
古 堅 泰 信	読谷村企画財政課 企画調整係長
宜 保 健	読谷村生涯学習課 生涯学習係長

# 次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

最終改正年月日:平成二〇年一月三日法律第八五号

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針(第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条 第十一条)

第三節 一般事業主行動計画(第十二条 第十八条)

第四節 特定事業主行動計画(第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条 第二十七条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

#### 第五条

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

#### 第六条

国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

#### 第七条

主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

#### 第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子

どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条

都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

#### 第十条

都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

#### 第十一条

国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

#### 第十二条

国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

#### 第十二条の二

前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

#### 第十三条

厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

#### 第十四条

前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

#### 第十五条

厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

#### 第十六条

承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を

行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

## 第十七条

公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

## 第十八条

国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第四節 特定事業主行動計画

### 第十九条

国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計

画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

## 第五節 次世代育成支援対策推進センター

### 第二十条

厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

### 第二十一条

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。



## 第四章 雑則

(主務大臣等)

### 第二十二條

第七條第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九條第五項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第七條第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

### 第二十三條

第十二條から第十六條までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

## 第五章 罰則

### 第二十四條

第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### 第二十五條

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

### 第二十六條

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第二項の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十條第五項の規定に違反した者

### 第二十七條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四條、第二十五條又は前條第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

## 附則

### ( 施行期日 )

#### 第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一号から第三号まで及び第二十七條の規定は平成十七年四月一日から施行する。

### ( この法律の失効 )

#### 第二条

この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### ( 検討 )

#### 第三条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附則 ( 平成一七年四月一日法律第二五号 ) 抄

### ( 施行期日 )

#### 第一条

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

### ( その他の経過措置の政令への委任 )

#### 第十条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附則 ( 平成一八年六月二日法律第五〇号 ) 抄

### ( 施行期日 )

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

### ( 調整規定 )

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適

用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附則（平成二〇年一二月三日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二條の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日
- 四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二條及び第十六條の改正規定並びに附則第八條の規定 平成二十三年四月一日

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第六条

第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第七条

新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第八条

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第四条の規

定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 特定 14 事業の概要

事業名	概要
通常保育事業	児童福祉法に基づき設置運営されている公立保育所、認可保育園において通常に行う事業。
特定保育事業	パートタイム労働者の増大など保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、週に 2、3 日程度又は午前、午後など必要に応じて柔軟に利用できる事業。
延長保育事業	11 時間の開所時間前後の時間において、さらに 30 分以上の延長保育を実施する事業。
夜間保育事業	夜間時間帯の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合の夜間保育の需要に対応するため夜間の保育を実施する事業。
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設において一時的に預かる事業。
休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を実施する事業。
病児・病後児保育事業(施設型・派遣型)	本事業においては、施設型、派遣型のタイプがある。施設型は、保育所に通所中の児童等が病気の回復期で、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業。 一方、派遣型は、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業。
一時預かり(保育)事業	保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減に対応するための事業。
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間(7 日程度)預かる事業。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 放課後子ども教室	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

事業名	概要
地域子育て拠点支援事業( つどいの広場事業、地域子育て支援センター )	<p>つどいの広場は、主に乳幼児をもつ親とその子どもが公共施設内のスペース、公民館、空き店舗などで気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図るとともに、子育てアドバイザーによる子育ての相談等や講習を実施する事業。</p> <p>地域子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施する事業。</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を受けたい者と、育児の援助を行いたい者が、会員となって地域で相互援助活動を行う組織。</p>

## 子育て支援センターはばたけ 利用者状況

利用者年度別比較表（平成 21 年 3 月 19 日現在）

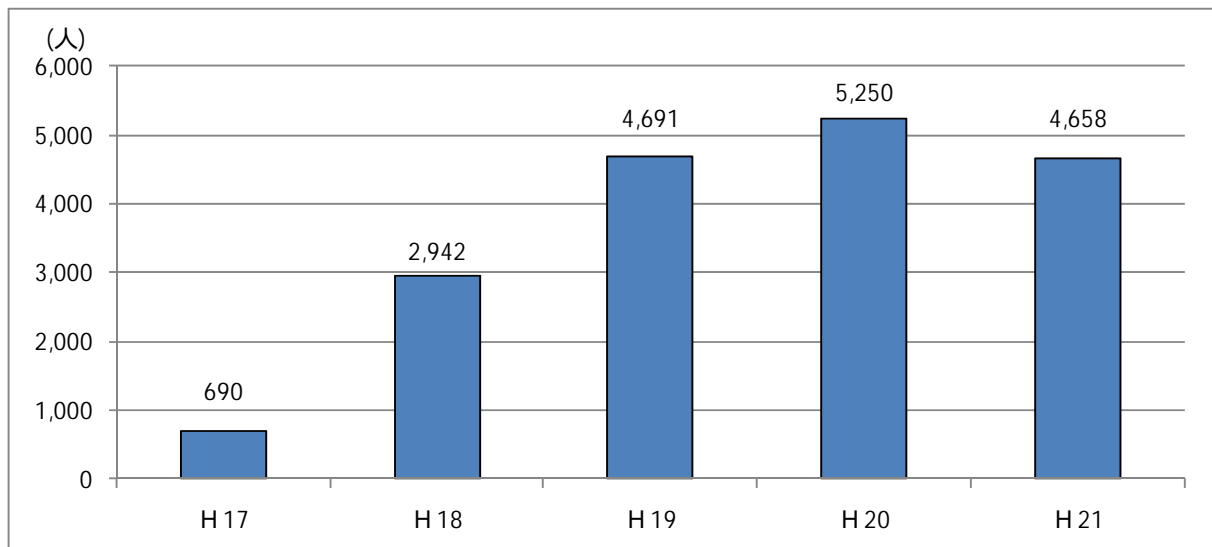
	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
4 月	219	548	602	847	783	722	480	729	473
5 月	383	877	835	837	870	806	500	816	434
6 月	641	851	892	1,056	919	934	493	755	586
7 月	859	842	1,188	1,205	930	894	833	893	642
8 月	659	676	638	832	951	729	650	704	402
9 月	449	700	938	846	1,028	965	711	759	387
10 月	879	1,025	1,351	952	1,026	987	875	1,001	763
11 月	581	894	952	1,016	1,124	737	608	665	513
12 月	447	719	832	746	797	726	612	654	576
1 月	373	467	637	676	707	570	618	465	430
2 月	474	564	803	722	890	706	891	492	468
3 月	509	660	1,014	874	1,024	704	718	545	453
合計	6,473	8,823	10,682	10,609	11,049	9,480	7,989	8,478	6,127

年間利用者登録者数

	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
登録者数	192組 239人	213組 265人	213組 272人	214組 271人	234組 288人	211組 257人	200組 257人	233組 274人	183組 221人

読谷村つどいの広場 利用者実績

	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
4月	-	138	309	502	498
5月	-	211	406	532	361
6月	-	163	357	464	414
7月	-	296	310	379	409
8月	9	210	483	321	365
9月	58	216	219	312	322
10月	66	352	392	551	483
11月	57	288	355	391	330
12月	56	387	485	406	395
1月	166	197	349	500	327
2月	94	250	495	450	342
3月	184	234	531	442	412
合計	690	2,942	4,691	5,250	4,658





---

# いきいき親子“夢”プラン

読谷村次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画

2010年3月

---

発行 読谷村  
沖縄県中頭群読谷村字座喜味 2901 番地  
編集 読谷村 こども未来課  
電話:098-982-9240 FAX:098-982-9210  
編集協力 財団法人 沖縄県公衆衛生協会  
沖縄県南城市大里字大里 2013  
電話:098-945-2686

---